

(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業
に係る環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 7 月

那賀・海部・安芸風力発電 合同会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧並びに追加公表	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧並びに追加公表	1
(1) 公告及び追加公表の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所及び追加公表場所	1
(4) 縦覧期間及び追加公表期間	2
(5) 縦覧者及び追加公表の閲覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧並びに追加公表

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧並びに追加公表

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

また、環境影響評価方法書において記載漏れのあった計画段階環境配慮書に対する意見ならびに意見に対する事業者見解について、方法書及びその要約書も併せて追加公表を行った。

(1) 公告及び追加公表の日

公告：令和2年11月5日（木）

追加公表：令和3年4月22日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告及び追加公表のお知らせ（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」及び「追加公表のお知らせ」を掲載した。

公告：令和2年11月5日（木）付 徳島新聞、高知新聞の全県版

追加公表のお知らせ：令和3年4月22日（木）付 徳島新聞、高知新聞の全県版

② インターネットによるお知らせ

公告：令和2年11月4日（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・JAG 国際エナジー株式会社 ホームページ（別紙2参照）

<https://www.jagenergy.jp/20201104>

追加公表：令和3年4月21日（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・JAG 国際エナジー株式会社 ホームページ（別紙3参照）

<https://www.jagenergy.jp/20210421>

(3) 縦覧場所及び追加公表場所

関係自治体庁舎の計7箇所において縦覧及び追加公表を行った。また、インターネットの利用により公表を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧及び追加公表

・徳島県庁環境管理課

徳島県徳島市万代町1丁目1番地（県庁4階）

・高知県庁自然共生課（旧環境共生課）

高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号（西庁舎5階）

・那賀町驚敷庁舎

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1

・那賀町木頭支所

徳島県那賀郡那賀町木頭出原字マエダ34

- ・海陽町海南庁舎
徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地
- ・馬路村役場
高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地
- ・馬路村魚梁瀬支所
高知県安芸郡馬路村大字魚梁瀬 10 番地 11

②インターネットの利用による公表

- ・ JAG 国際エナジー株式会社 ホームページ
公表 <https://www.jagenergy.jp/20201104>
追加公表 <https://www.jagenergy.jp/20210421>

(4) 縦覧期間及び追加公表期間

- ・ 縦覧期間：令和 2 年 11 月 5 日（木）から令和 2 年 12 月 4 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 追加公表期間：令和 3 年 4 月 22 日（木）から令和 3 年 6 月 4 日（金）まで
- ・ 縦覧・追加公表時間：午前 9 時～午後 5 時（開館・開庁時に準ずる）

なお、インターネットの利用による公表については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者及び追加公表の閲覧者数

縦覧者及び追加公表の閲覧者数（記名者数）は 12 名であった。

なお、インターネットの利用による公表における縦覧図書へのアクセス数は、カウントを行っていない。

（内訳）徳島県庁環境管理課	1 名（縦覧者 1 名、閲覧者 0 名）
高知県庁環境共生課	1 名（縦覧者 1 名、閲覧者 0 名）
那賀町鷺敷庁舎	1 名（縦覧者 1 名、閲覧者 0 名）
那賀町木頭支所	4 名（縦覧者 4 名、閲覧者 0 名）
海陽町海南庁舎	5 名（縦覧者 5 名、閲覧者 0 名）
馬路村役場	0 名
馬路村魚梁瀬支所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（別紙1、別紙2参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①海陽町平井集落センター（徳島県海部郡海陽町平井字寒ヶ瀬 140-2）

日時：令和2年11月17日（火）18時30分～20時

来場者数：10名

②那賀町木頭文化会館（徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字マツギ 40）

日時：令和2年11月18日（水）18時30分～20時

来場者数：26名

③馬路村魚梁瀬多目的施設（高知県安芸郡馬路村魚梁瀬 10-11）

日時：令和2年11月19日（木）18時30分～20時

来場者数：9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。また、追加公表に伴う意見書の提出も受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年11月5日（木）から令和2年12月18日（金）まで

令和3年4月22日（木）から令和3年6月4日（金）まで（追加公表）

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②JAG 国際エナジー株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は684通（うち追加公表時1通）であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、受け付けた意見書は、684通であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書1～630（同内容630通、No.2,3は意見書1～629のみ、No.4は意見書629のみ）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電所計画地の地形はきわめて急峻で地質も悪く、しかも、1976年には台風17号により2718ミリの総雨量を記録した多雨地帯であり、常に災害の危険にさらされている地域です。このため、方法書に記載された規模での工事を行えば、大規模な山腹崩壊や濁水の流出を招く恐れが極めて高いと考えます。県民のかけがえのない財産である清流海部川と那賀川の自然環境、水資源に重大な影響を絶対に与えないという明確な証拠と保証、確約がない限り、建設は絶対に認められません。	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。
2	また、保安林の解除手続きについては、森林の保全と想定外の降雨にも対応できるよう、行政側との協議を、科学的に根拠をもって責任を持って対応してください。	保安林の解除手続きについては、森林の保全と想定外の降雨にも対応できるよう、森林法に則って適切に進めます。
3	事業主体が、合同会社となっていますが、親会社であるJAGが、将来災害が発生した場合の復旧措置、事業終了後の土地の原型復旧、設備の撤去費用、及び維持管理コストを、責任を持って負担することを文書等で行政と県民に示してください。	現時点では事業スキームが確定していないため、文書等での提示は出来ませんが、事業廃止後の風車については、撤去費用を事業計画に見込んでおりますので、事業廃止後に風車が放置されることは無く、適切に撤去いたします。また、維持管理コストはもちろんのこと、環境影響の回避又は低減や施設の安全性のためのコストなど事業で発生する事が想定されるコストを見込んだ事業計画とします。また、本事業を起因とする万が一の災害発生に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。
4	景観が完全にこわれます。住民が不快な環境で暮らすことは容認できません。観光で生活している人もいます。外国人観光客は特に手つかずの自然を求めて四国にやってきます。どうしてくれるんですか！	景観について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 631～633 (1/2)

(同内容 3 通、No. 1 の下線部は意見書 631 のみ、二重下線部は意見書 632, 633 のみ)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1. 本事業に係る環境配慮書に対して出された多くの反対意見に答えていない。 日本有数の豪雨地帯[下記 (1)]で実施する大規模土木工事[下記 (2)]において、土砂災害の発生や河川堆砂の増加を起こさない根拠が示されていない[下記 (3)]。大面積の森林伐採や山地掘削により、大規模な植生消滅と生態系の破壊が発生するが、その回避策あるいは代償策が示されていない。 (1) 徳島県内に大きな土砂災害・豪雨災害を与えた 2004 年の台風 10 号では、本計画の下流の海川で、当時日本最多記録となった 1 日降水量 1317mm が観察されている。 <u>また、本計画地に近い山間部の気象観測地点の最近 5 年間(2015～2019 年)の日最大降水量は、木頭で 503.5 ～142.5 (平均 306.3) mm、魚梁瀬では 616.5～218 (平均 418.6) mm である。因みに、記憶に新しい 2020 年 7 月の九州豪雨の際の、熊本県人吉の日最大降水量は 299mm である。</u> <u>また、本計画地に近い山間部の気象観測地点の最近 5 年間(2015～2019 年)の年間降水量は、木頭で 3032.5 ～5016.5 (平均 3711.5) mm、魚梁瀬では 3776～7194 (平均 5068) mm と非常に多量である。因みに東京の数字は 1430～1874 (平均 1662) mm である。</u> (2) 主稜線上の大規模土木工事：工事ヤード 70m×60m×30 カ所と計画地主稜線（延長約 15km）沿いに開設される管理用道路、さらに急斜面で屈曲した谷間に開設あるいは拡張される搬入路は、A コース・B コースも 10km 以上となり、路面以上に掘削斜面が大面積となる。 (3) 計画地西部の榎木屋谷西部山地斜面の崩落発生状況。崩落・陥没・流失などにより通行不能となっていた復旧前の林道湯桶平井線や現在も通行不能となっている林道霧越平井線の現状。また、小見野々ダムが移設されることになった那賀川の堆砂問題や、現在、大規模に実施されている海部川の川床掘削工事など、すでに脆弱となっている当地環境に、本風発事業は大きな負荷を与えるものである。 以上より、山地環境の破壊に繋がる本事業は、当地域に生息する野鳥にも多大な悪影響を与えるものであり中止すべきである。	対象事業実施区域は豪雨による自然災害が多い地域にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、動物について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 631～633 (2/2) (同内容 3 通、No. 3 は意見書 633 のみ)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	2. 鳥類調査の問題点として以下に記載する。 配慮書にも記載されているとおり、本事業計画地および周辺地域はクマタカ（レッドリストⅠＢ類）およびヤイロチョウ（レッドリストⅠＢ類）の生息地であり、サシバ、ハチクマ、ハイタカなどのタカの渡り経路となっている。これらの種の調査方法の問題点は次のとおりである。 (1) クマタカ（レッドリストⅠＢ類）の調査方法 観察地点数は多いが、風車設置尾根周辺の複数の大きな谷が観察できない配置である。 図 6.2.2-8 (1) 生態系調査位置（クマタカ：生息状況調査）では、海川谷東股、海川谷西股、大谷川上流、王余魚谷川、後谷などが視認範囲外となっている。 (2) ヤイロチョウ（レッドリストⅠＢ類）の調査方法 調査年数、調査地点数が少なすぎる。中規模の谷ごとに 5 月中旬から 6 月上旬の未明の鳴き声聴取観察が必要。 (3) タカの渡り調査 調査日数不足である。3 月中旬～5 月中旬と 9 月下旬～11 月上旬の日の出から日没まで。雨天以外連続観察を複数年実施する。 要約書 90 p 「鳥類、渡り鳥 定点観察法による調査」には、「調査時間は日の出前及び日没前後とする」との記載があるが、ここの渡り鳥にタカ類が含まれるのなら全く不適切。	(1) クマタカを含む猛禽類の調査地点では、ご指摘の通り海川谷東俣、海川谷西俣、大谷川上流、王余魚谷川、後谷などが現状では視認範囲外となっております。これらの谷の状況を確認可能な地点が存在しないため、多数の地点を配置して、視認範囲外を補完するよう調査を行う予定です。また、状況により、移動しながら調査を行うなどにより、猛禽類の生息状況把握に努めたいと考えています。 (2) ヤイロチョウは、一般鳥類の調査の中で実施する計画ですが、鳴き声による確認が必要であることは認識しており、特に春季調査時に留意して実施する旨を方法書にも記載しています。調査の実施に際しては、ご指摘を踏まえ、専門家に助言を得ながら、調査年数、地点、時期等を設定して参ります。 (3) 渡り鳥調査としては、春季、秋季の渡り時期に各 2 回、3 日ずつの定点調査と、小鳥類を対象としたレーダー調査を計画しています。調査の実施に際しては、ご指摘を踏まえ、専門家の助言を得ながら、調査年数、地点、頻度等を設定して参ります。
3	机上の空論で私たち地域の大事な宝、代々守ってきた豊かな自然環境を壊さないでください。機材搬入ルートを含め、山々に大規模な風力発電を多数建設することは広大な面積の自然破壊となり、代々棲みかとしてきた生き物の生息地を奪い絶滅に追い込むことです。 貴社の計画地は多雨で大規模な山腹崩壊の危険地帯で風況も強い方ではないなど、適地ではありません。調査をしてもマイナスの事項が明らかになるだけです。今の段階でとりやめるのが賢明な判断です。計画地の那賀町長、海陽町長も計画反対を表明しています。それでも強行するのですか？私たちの大事な大事な自然環境を貴社の投資家の金儲けのために破壊する暴挙には強く抗議します！！	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 634 (1/2)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	貴社の方法書記載の環境影響評価項目及び住民への周知（広報）の姿勢、住民への安全安心の保証、自然環境保護等への配慮を考察し、当該事業が適切・適地の開発計画と認められないことより、貴社事業の白紙撤回を求める意見書を提出します。以下、次項に、反対意見として項目をあげます。 私は、風力発電の開発事業者が、清流海部川、那賀川の源流部での計画について、 1. 住民への十分とはいえない周知（広報）から始まり 2. 不十分なアセスメントに対する要望には誠実に欠けた対応と 3. 多くの点で不十分なアセスメントに反応した住民・県民の声を聞かないまま、 開発に向けた「方法書」を提出し、風力発電開発事業を強行する力ずくのやり方に反対します。この問題は、当該地域の問題にとどまるものではありません。山の生態系を破壊し、近隣の自然環境や居住地域の生活環境に支障をきたす開発は、一切行われるべきではありません。	方法書の公告及び縦覧並びに方法書説明会の開催の公告は、環境影響評価法施行規則に定められている方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載により行うとともに、JAG 国際エナジー株式会社のホームページにおいてお知らせしました。ご意見を踏まえ、今後、準備書段階においては、それ以外の方法の併用も関係機関と調整のうえ検討し、より広く周知するように努めて参ります。また、方法書に対していただいた意見に十分配慮して、環境影響評価を実施し、山の生態系、近隣の自然環境や居住地域の生活環境への影響を回避又は極力低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。
2	以下の点について、開発事業者の明確な回答及び対処を求めます。 1. 山腹崩壊予防としての保安林を開発するのは、予防原則としても誤っている。崩壊した場合の責任と保証は誰が持つのか。	土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、本事業を起因とする万が一の土砂災害発生に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。
3	2. 事業地や道路の維持、事業終了後の設備の撤去等のコスト負担先を明確にすること。	事業廃止後の風車については、撤去費用を事業計画に見込んでおりますので、事業廃止後に風車が放置されることは無く、適切に撤去いたします。また、管理用道路は林道管理者や地域の森林組合等へ管理を移管する事も想定し、運営期間において売電収益の一部を積立する事業計画としております。
4	3. 土砂災害に対する安全性についてのアセスメントを明示すること。	土砂災害については、土地の安定性を環境影響評価項目として選定しており、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。
5	4. 海部川、那賀川の清流などの地域において、漁業を生業とする住民の生活補償は誰が持つのか。	水の濁りや河川に生息する魚類について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。また、今後、漁協との協議を進めていく予定です。
6	5. 当該地域の水質汚染が発生した場合、その補償はどうするのか。	水の濁りについて詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。また、本事業を起因とする万が一の水の濁りによる影響の発生に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 634 (2/2)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	6. 低周波騒音での健康障害の調査・研究レポートは海外から多く発表されている。これらの健康障害に対する補償をどこが責任を持つのか。 以上の観点より、山と水源の自然環境および居住している住民の安全と健康が第一に守られず、補償されない風力発電開発事業には、断固として反対します。	騒音（20～20kHz の音）及び超低周波音（20kHz 以下の音）について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。なお、風車の稼働に伴う超低周波音については、環境省等のこれまでの知見では、人間の聴覚・知覚閾値を下回っていること、健康影響との明らかな関係はないことから、発電所アセス省令の参考項目からは外されていますが、配慮書に対する住民等の意見でも高い関心が寄せられたことから、環境影響評価項目として選定しています。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 635

No.	意見の概要	事業者の見解
1	巨大な風車が山上に林立することはこの地域の人間や動植物にとって大変な環境の変化です。その責任を貴社はどこまで取ることができるでしょうか？貴社がこの事業を行わなければこの変化は起きません。未来永劫につながる生命の営みのチェーンを断ち切る覚悟をどれだけしておられますか？	方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。
2	・17年の耐用年数のもののために、そしてその間にむさぼることのできる経済的利益のために、社会的に発生するすべてのコストを算入したと自信をもって言えますでしょうか？	耐用年数17年については、税務上の一般的な年数であると認識しております。 事業者としては、固定価格買取制度期間の20年間に限らず、それ以上の期間にわたって発電事業が継続出来るような事業計画及び維持管理を行う考えです。 また、環境影響の回避又は低減や施設の安全性のためのコストなど事業で発生する事が想定されるコストを見込んだ事業計画とします。今後、環境影響評価を行った結果、影響を回避、低減できないと判断された場合や、地質調査等により発電所施設の安全性を固定価格買取制度期間に限らず20年間を超える期間にわたって確保できないと判断された際には事業を断念する可能性があります。
3	・100トンクラス、50mクラスの巨大な部品をいくつも運ぶための道は、那賀町のこのエリアには現在ありません。道路の整備から始められるのでしょうか。その道路は貴社がメンテナンスするのでしょうか。利益優先の道路整備は特に山腹崩壊の危険性が高く、今後崩壊が起きた時にはどのような対処をする予定でしょうか。	搬入路については複数のルートを検討しており、今後詳細な調査を実施し、安全かつ環境への影響も考慮した運搬ルートを決めます。土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、本事業を起因とする万が一の土砂災害発生に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。
4	・川への土砂の流入に関しても矮小化されていると思います。予測不可能なことに對しどこまで誠意をもって対応していく覚悟があるのかを聞かせて下さい。	工事ヤード横に沈砂池を設置し、土砂等を沈降させるなど、川への土砂の流入に対して適切に処理を行う計画です。水の濁りについて詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
5	・私は貴社の環境負荷コストの算入が甘く、将来にわたって私たち住民がそのコストを代わりに引き受けねばならない可能性が高いので、この風力発電事業に反対します。 やめて下さい。	環境影響の回避又は低減や施設の安全性のためのコストなど事業で発生する事が想定されるコストを見込んだ事業計画とします。今後、環境影響評価を行った結果、影響を回避、低減できないと判断された場合や、地質調査等により発電所施設の安全性を固定価格買取制度期間に限らず20年間を超える期間にわたって確保できないと判断された際には、事業を断念する可能性があります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 636

No.	意見の概要	事業者の見解
1	①機材の搬入路についても現道を変更するなど大きな環境変化を伴う事業で影響回避が必要。搬入路 2-13(14)の撮影④、写真 2-14(15)の地点 1 の橋梁、地点 4 のトンネルは機材(2-17(18)に記載)が通過できない。どのように解決するのか環境への影響はどのように配慮するのかを調査し説明するべきである。	搬入路については複数のルートを検討しており、今後詳細な調査を実施し、安全かつ環境への影響も考慮した運搬ルートを決定します。
2	②3-54(87)において植生自然度の大きい自然度 9 などの区域が開発されることになる。影響の程度を綿密に調査すべきである。	植物について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
3	③3-16(49)によると「王余魚谷川」の上流を大きく改変することになる。轟の滝の上流にあたるが、轟の滝は轟神社も含めて信仰対象であり、水涸れが起きないか、安定的な水量が続くか等をはじめとした水環境に与える影響を綿密に調査するべきである。	轟の滝を含めた地域の河川における水資源、水質について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
4	④3-84(117)食物連鎖図に雑食性大型ほ乳類ツキノワグマが位置づけられている。急速に個体数が減少しており、環境アセスにおいて特に注意深く調査すべきである。	ツキノワグマについては、生態系において特殊性の注目種として選定しており、生息状況調査及び餌資源調査を行います。
5	⑤4-32(236)において植物の専門家 B 氏は主にラン科植物を指摘するにとどまり、4-34(238)以降の重要な植物の情報を落としているため、他の専門家を加えるなど改善すべきである。	当該箇所での専門家意見は、配慮書作成段階（令和 2 年 3 月）にお伺いしたものであり、当該方法書作成段階では、地域の状況に詳しい植物の専門家（植物園職員）にヒアリングを実施し、その結果を方法書 p. 6-18(302)～6-19(303)に掲載しております。 なお、ご指摘を踏まえ、今後も地域の植物の状況、調査、予測・評価に係る事項について、専門家の助言を得ながら環境影響評価を進めて参ります。
6	⑥6-6(290)において、上に述べた①、③の理由によって環境の基盤となる土砂の移動に関する事項、轟の滝を含めた地域の河川における水環境の変化について、専門家を利用した科学的な調査を行う必要がある。	環境の基盤となる土砂の移動に関する事項、轟の滝を含めた地域の河川における水環境の変化といった水資源、水質について、専門家の助言を踏まえて、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
7	⑦コロナによる社会変化も影響し海陽町、那賀町など地域の方々が本計画について周知されていると言えない。事業者も積極的に情報を市民に伝える努力をしていると言えない。事業を知らなければ環境アセスの手続きが有効にならないのは当然であるので改善すべきである。	方法書の公告及び縦覧並びに方法書説明会の開催の公告は、環境影響評価法施行規則に定められている方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載により行うとともに、JAG 国際エナジー株式会社のホームページにおいてお知らせしました。ご意見を踏まえ、今後、準備書段階においては、それ以外の方法の併用も関係機関と調整のうえ検討し、より広く周知するように努めて参ります。
8	⑧基礎自治体の持つマスタープラン、諸計画に沿った発電事業を計画し、市民に諮るべきである。	本事業は、徳島県の「自然エネルギー立県とくしま推進戦略～脱炭素社会の実現へ！～」(令和元年 7 月)や高知県の「高知県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)～高知県全域における地球温暖化対策～」(平成 29 年 3 月)、那賀町の「那賀町総合振興計画」(平成 23 年 4 月)、海陽町の「第二次海陽町総合計画」(平成 30 年 3 月)等で挙げられている再生可能エネルギーの導入促進に資するものと考えております。環境影響評価手続きを進めていく中で、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 637 (1/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	貴社方法書記載の環境影響評価項目・住民周知への姿勢・住民の安心安全・自然環境保護とあらゆる面から検討した結果、以下理由①～⑩により当該事業が適切・適地でないことから【貴社事業の中止・撤回を求める意見書】を提出します。なお以下理由①～⑩には必ず個別回答願います。 配慮書への一般意見に対して個別返答した貴社姿勢は評価しますが【努力する、検討する】といった抽象的表現に留まっているため、計画熟度が高まった当方法書意見にはより踏み込んだ具体的回答を強く求めます。 理由① まちづくり計画への背反、矛盾を生じる事業計画である 引用：那賀町まちづくり計画(令和 2 年度変更)全編.pdf より https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/fs/2/3/4/8/6/9//2.pdf 那賀町まちづくり計画には『水と緑があふれる自然環境および景観の保全に努め、まちに住む人、まちに来る人すべての人にゆとりや安らぎをあたえるまちづくりを目指します。河川や溪流、山林など多彩な水と緑あふれる自然環境や景観の保全を図ります。』とされ『「郷土の誇り」である豊かな自然環境の中でうおいのある豊かな生活を営み、また、将来の世代にも恵まれた自然環境を残す義務がわたしたちにはあります。』と記載されている。 貴社風力発電事業は、那賀町の豊かな自然環境・稜線を切り拓くことで成立する大規模開発事業・再生可能エネルギーであることから、事業計画については住民とともに広く議論する必要がある。 去る 11 月の貴社主催の那賀町木頭地区住民説明会(方法書説明会)の住民参加は僅か 30 名足らず、海陽町に至っては参加者 10 名前後だったと聞き及んでいる。折しも柚子収穫で地元が最も忙しい時期の説明会実施・方法書縦覧は【住民排他の企業利益優先】と思わざるを得ず、那賀町の目指すまちづくりビジョンとも相容れるものではない。以上理由により貴社事業の中止・撤回を強く求める。	本事業は、徳島県の「自然エネルギー立県とくしま推進戦略～脱炭素社会の実現へ！～」(令和元年 7 月)や高知県の「高知県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)～高知県全域における地球温暖化対策～」(平成 29 年 3 月)、那賀町の「那賀町総合振興計画」(平成 23 年 4 月)、海陽町の「第二次海陽町総合計画」(平成 30 年 3 月)等で挙げられている再生可能エネルギーの導入促進に資するものと考えております。 今後、方法書で選定した評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。 方法書説明会は、地元の皆様にご参集いただけるよう日没後の 18 時 30 分から開始しており、方法書のインターネット上の公表に当たっては、配慮書公表時にいただいたご意見を踏まえ、JAG 国際エナジー株式会社のホームページからダウンロード、印刷できる仕様として積極的に情報公開に努めて参りました。 ご意見を踏まえ、今後、準備書段階においては、地域の自治体や住民と相談して、より広く周知するように努めて参ります。
2	理由② 環境影響は回避または低減できる、と繰り返すだけの科学的根拠がない 引用：方法書全般より 『環境影響の回避と低減』は計画地周辺住民にとっては最重要視する事項であるにも関わらず、貴社は方法書全般において『重大な環境影響は回避又は低減できる』と繰り返し述べ、その科学的根拠(エビデンス)を個別に示していない。そもそも回避と低減ではその意味合いや生活影響が大きく異なってくる。 個別の具体的なエビデンスも示さず、回避なのか低減なのか不明瞭な言葉を使う事は事業計画地住民の命の軽視であり、断じて容認できるものではない。よって貴社事業の中止・撤回を強く求める。 私達の町の自然、命は使い捨てではありません。	方法書に掲載した計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果は、計画段階環境配慮書の内容であり(一部見直し)、既存資料調査の結果を基に重大な影響が発生する可能性について検討したものです。 今後、準備書段階において、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 637 (2/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	理由③ 豪雨災害多発地帯において防災上の配慮がない計画である 引用：方法書【要約書】34 ページ 表 3-1 主な地域特性より 貴社は事業計画地が年間降水量 3000 ミリを超え多雨・豪雨災害多発地帯であると認識しているにもかかわらず、環境省が不適とする斜度 20 度以上の急傾斜地区で大規模開発事業を推し進めようとしている。 約 4 年とする工事期間中において地域住民は台風や豪雨による土砂流出、濁り水のリスクに常にさらされることになる。防災上の配慮がない手続きは到底受け入れられるものではなく、よって貴社事業の中止・撤回を強く求める。	土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、水の濁りについても詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
4	理由④ 貴社の住民告知や意見募集姿勢への強い不信感 引用：方法書【要約書】149 ページ配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解より 環境影響評価法の周知方法規定（環境影響評価法施行規則第 1 条の 6）において、『三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること』とあるが、貴社配慮書縦覧告知は多くの住民が目にする町広報誌で一切されなかった。コロナ禍での外出自粛だった時期に広報誌掲載を見送った明確な理由・意図をお答え頂きたい。また貴社ホームページの配慮書電子縦覧を印刷できない仕様で公開したことも一般意見募集に消極的で、環境影響評価図書は住民とのコミュニケーションツールという認識が欠如している。 貴社事業の進め方・住民告知体制は環境アセス制度趣旨に反し、地域・住民への重大な裏切りであり、なお方法書段階に計画を推し進めることは認められるものではない。よって貴社事業の中止・撤回を強く求める。	方法書の公告及び縦覧並びに方法書説明会の開催の公告は、環境影響評価法施行規則に定められている方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載により行うとともに、JAG 国際エナジー株式会社のホームページにおいてお知らせしました。ご意見を踏まえ、今後、準備書段階においては、それ以外の方法の併用も関係機関と調整のうえ検討し、より広く周知するように努めて参ります。なお、方法書のインターネット上の公表に当たっては、配慮書公表時にいただいたご意見を踏まえ、JAG 国際エナジー株式会社のホームページからダウンロード、印刷できる仕様として積極的に情報公開に努めて参りました。
5	理由⑤ 環境省「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」上、事業適地ではない 環境省の再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」公開の同ポテンシャルマップにおいて、事業適地だとは到底思えない。環境省提示の開発不可条件には【保安林・傾斜角 20 度以上は適地でない】とあるが、貴社事業計画区域は 9 割を水源かん養保安林が占め、傾斜角も 30-40 度以上が大半を占めている。また大雨のたびに至る所で土砂崩壊が起こる脆弱な地盤であり、風況も良好と言えない。また建設後の運搬路・林道維持・災害時復旧が町の負担・責任となれば将来的に町や住民の大きな負担になる。風力発電設備の耐用年数も約 20 年とはいえ、完成後の修繕や損耗部材交換による大型資機材の再搬入も十二分に予想され、管理運営・維持管理がおこなえる事業適地とは考えられないことから貴社事業の中止・撤回を強く求める。	対象事業実施区域は急峻な地形にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。風況については、現段階では、日本全国を対象に作成された風況マップにより事業性があると判断しておりますが、今後、対象事業実施区域内での風況調査結果に基づく発電量試算や事業費用の精査によって事業採算性を検討し、自社グループ所有地の利活用にあたって有効であると判断した場合、環境に十分配慮しながら、事業を進めていきたいと考えております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 637 (3/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	理由⑥ 「計画段階配慮事項の選定」事項が不十分、不適切である 引用：方法書 4-2 (206) ページ 表 4.1.1-1 計画段階配慮事項の選定より 計画段階配慮事項の選定において、施設稼働後の影響が予想される【振動・水の濁り・有害物質・水資源・土地の安定性・植物の重要な種及び重要な群落】が評価項目として選定されていない。 貴社事業の単基 600m³ 以上のコンクリート基礎群からのアルカリ性溶出は家庭用塩素系漂白剤と同等の PH 値である。当然重大な影響評価項目として【施設の存在・施設の稼働】を通して評価すべきで、海部川水系の受益者(釣り人・飲用水・海洋漁業者等)に甚大な影響を与えることは十分予想できる。こうした重大な評価項目を対象外とする貴社方法書を認めることは出来ず、よって貴社事業の中止・撤回を強く求める。	方法書に掲載した計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果は、計画段階環境配慮書の内容であり(一部見直し)、既存資料調査の結果を基に重大な影響が発生する可能性について検討したものです。 今後、準備書段階において、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。 コンクリート工事に伴うアルカリ排水は適切に処理し、周辺河川等への影響を回避します。
7	理由⑦ 水源かん養保安林はグリーンインフラである 引用：方法書 3-164 (197) ページより 事業計画地の 9 割が水源かん養保安林に指定され、周辺地域へのグリーンインフラとして機能している。これらを失うことは防災上の観点から許容できるものではないことから貴社事業の中止・撤回を強く求める。	水資源、土地の安定性について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。また、環境影響評価とは別途、森林法に基づく手続きを適切に進めます。
8	理由⑧ 調査年月の言及が曖昧、関係者や専門家ヒアリングが不適切である 引用：方法書【要約書】45, 47, 53 ページ 専門家等へのヒアリング結果より 専門家ヒアリングでクマタカ・コウモリ類・ツキノワグマ等は『1～2 年の調査は難しく複数年必要』と複数専門家が指摘したにもかかわらず、方法書説明会の貴社資料では【4 季】であり、調査年月について不明確である。 また徳島県環境影響審査会でも重要視されている河川利用者等(鮎釣り・溪流釣り・サーフィン愛好者)にヒアリングがないばかりか、事業計画地直近にある轟神社の氏子総代にもヒアリングがなされていない。自然環境ばかり環境影響評価項目として評価しているが、計画区域内での自然の恩恵を享受するこれら住民・愛好者への影響も評価されるべきであり、貴社環境影響評価は偏ったものであると言わざるを得ない。 ヒアリング・調査手法で触れるべきこれらの点を軽視する貴社姿勢では方法書以降の段階に進むことを容認することは出来ないことから貴社事業の中止・撤回を強く求める。	方法書作成段階の専門家へのヒアリングにおいて、鳥類並びに哺乳類に対して、『1～2 年の調査では影響の程度は把握できないことから複数年必要と考える。』とのご意見を頂いておりますが、これらは環境影響評価における事後調査に関する内容です。事後調査では工事中～供用時を含めて複数年の調査期間が必要と想定しています。一方で、別途コウモリ類、ツキノワグマ等の生息状況、餌資源状況の把握には複数年の調査が必要とのご指摘も頂戴しています。生物調査は 1 年間の四季調査を原則としておりますが、専門家の助言を踏まえ、必要に応じて複数年の調査についても検討して参ります。なお、猛禽類調査については 2 繁殖期を含む複数年調査を想定しています。 また、人と自然との触れ合いの活動の場の現地調査として、聞き取り調査(ヒアリング)を計画しており、海部川・那賀川水系での河川利用者、轟神社・轟の滝への来訪者を対象として調査地点を設定しています。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 637 (4/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	理由⑨ 投資優先の事業であり責任所在が不明、住民の安心安全の担保がない 本発電事業主体は「那賀・海部・安芸風力発電合同会社」に見えるが、プロジェクトファイナンスの【GK-TK スキーム】の事業形態であり、【オリジネーターは日本アジアグループ株式会社、貴社 JAG 国際エナジーは合同会社の EPC（建設工事請負）契約受託先で合同会社とは資本関係がなく、発電設備所有権（不動産）は合同会社が保有、資金大半は証券化で匿名組合出資と金融機関から借り入れる】との認識で間違いないか？ 過去の「姫路ソーラーウエイ訴訟」において、貴社は以下のような発言をしている。 https://xtech.nikkei.com/dm/atcl/feature/15/302961/051000081/?P=3 『EPC 契約を受託したのみで、発電主体の合同会社とは資本関係がない』 『そのためパネル所有者でも占有者でもない』、『環境影響（反射光）は予測できなかった』 前述訴訟同様の発電事業体制ならば、一私企業である貴社売電事業から生じる被害（恣意的事業撤退・維持管理放棄や撤去・健康被害・災害・環境被害）は全て県や町村、個々人が背負わされることになる。林業活性化や再生可能エネルギー推進は建前で、巨額収益目当ての投資目的・最終的な責任回避のための合同会社設立ではないのか。仮に本発電事業に起因する災害・地元損害が発生した場合、貴社 JAG 国際エナジー株式会社ならびにオリジネーターの日本アジアグループ株式会社は本合同会社の資本金 10 万円を超える損害について全責任をもって保障し、合同会社自体の恣意的倒産をしないとこの場で誓約頂きたい。そして現状復旧の程度（残置または撤去）や災害時復旧の責任所在、費用負担についての誓約書も交わす必要がある。これら住民の安心安全を約束出来ないのであれば、貴社事業の中止・撤回を強く求める。	プロジェクトファイナンスを組成することについては考えており、事業者として「那賀・海部・安芸風力発電合同会社」を設立したのもその目的の一つです。一方、匿名組合出資を目的とした、TK-GK スキームに限った計画と決めているわけではなく、本事業規模の発電所を健全に開発及び運営できる能力や体力がある会社と合弁会社等を設立する事業スキームも並行して検討しております。 また、他社が計画または運営している発電所（風力発電事業に限らず）においても、プロジェクトファイナンスの組成及び合同会社を設立しているケースは多々存在すると認識しており、発電事業においては、ポピュラーな形態であると認識しております。 本事業の実施に当たっては、周辺環境や安全に十分配慮しますが、本事業を起因とする万が一の事態に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。
10	理由⑩ 影響の回避・低減方法や、事業の継続または撤回条件が不明確である 影響の回避または低減について具体的に「どのような努力・検討をする」のか、そして「どのような状況・どの時点で達した時点で事業の継続・撤回を判断するのか」、貴社の基準を明確にお答えください。 計画地的那賀町長・海陽町長ともに計画反対の意思表示をしてもなお、事業を継続するのか。	今後、環境影響評価を行った結果、影響を回避、低減できないと判断された場合や、地質調査等により発電所施設の安全性を固定価格買取制度期間に限らず 20 年間を超える期間にわたって確保できないと判断された場合、対象事業実施区域内での風況調査結果に基づく発電量試算や事業費用の精査によって事業採算性を検討し、自社グループ所有地の利活用にあたって有効でないと判断した場合には、事業を断念する可能性があります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 638

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電の建設予定地は傾斜が環境省の設置の基準より大きいため、土砂崩れを起こす可能性が大いにあります。その事によりクマタカが生息する豊かな生態系を壊すうえに、災害でも住民が被害を受けると思います。四季の生態系を一年でなく 4～5 年に渡って見てみないと判りません。日本一の一日の降水量も記録した多雨地帯のため、そのデータも鑑みて、アセスメントの評価をして下さい。	環境省が示す風力発電の設置基準が何を指しているか判断できておりませんが、ご指摘の通り対象事業実施区域は急峻な地形に位置しています。それにより、クマタカ等の猛禽類調査では、1 箇所からの視野範囲を十分に確保できないため、対象事業実施区域及びその周辺に 33 地点を配置し、精度高く猛禽類の生息状況を把握出来るよう配点にも留意しています。 また、ご指摘の通り当該地域が多雨地帯であることを踏まえ、土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。さらに、専門家の助言を踏まえて、調査、予測・評価を適切に実施して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 639

No.	意見の概要	事業者の見解
1	私は、この風力発電事業に賛成することはできません。 まず、こちらの計画を遂行するにあたる山をけずり道路を作ること、山の生態系が壊されること。その事で起きると簡単に予想できる、母川への汚染。 大きな風車が立つことにより、空にすむ生き物達への影響（バードストライク）それにより絶滅になる可能性の鳥達もいます。 風車の超音波で体や精神に異常をきたし、体をこわした友人もいます。 山をけずること、川にその土が流れ、川の生き物や生態系がくずれ、その水は海へ流れこむ。そうしたら海への汚染も回避できません。 ここ海陽町は、海山川が美しいすばらしい土地です。その海山川を未来の子供達に残してあげたいのです。 風車には寿命がありますよね？それはエコではないです。 寿命の終わった風車は、そのまま放置されるんですよね？ 原発同様、負の遺産になってしまいませんか？ エネルギー開発のプロの方に、もっと小規模で、安全で、自然を壊さず、大切にしたい、7 世代先の子供達の事を考えたすばらしい開発を望みます。あなた方が希望なんです。 上記の理由により、那賀、海部、安芸風力発電事業に賛成できません。 どうか美しい田舎を壊さないで下さい。思いが伝わりますように。	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。 また、事業廃止後の風車については、撤去費用を事業計画に見込んでおりますので、事業廃止後に風車が放置されることは無く、適切に撤去いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 640 (1/3)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	戦後行われた拡大造林によって、四国地域の山林の大部分で自然林が消滅している。剣山系周辺では、高標高域の稜線部とその周辺部を中心に植生自然度が高い森林が残存しており、自然林のまとまりと連続性の観点から森林性の野生生物の重要な生息地域となっている。本事業の実施区域は、上記の特徴を持つ植生自然度が高い森林と重なるように選定されており、事業実施による造成等の施工、土地改変および稼働により、森林生態系および生物多様性に対して重要な影響を及ぼすことが予想される。これらの見地から、本方法書において記載された評価項目・手法からは、「風力発電機の配置の検討等の環境配慮を行うことで、重大な影響は、回避、低減されるものと評価」することは出来ないため、(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業の中止・撤回を求める。 別紙 1 に、環境の保全の見地から、特に個体数が減少し四国地域での絶滅が危惧されている四国山地のツキノワグマをとりあげ、本方法書に対する意見を述べる。 四国地方のツキノワグマ個体群は、国内で分布の縮小が見られる唯一の地域個体群であり（環境省自然環境局生物多様性センター2019）、推定生息数は 16～24 頭と極めて少なく（鶴野ら 2019）、絶滅の可能性が非常に高い危機的な生息状況である。ツキノワグマの絶滅回避のためには、生息環境の拡大と改善が必要な状況にある（ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会 2020）。ツキノワグマの生息適地である自然林の減少は、四国地域個体群の将来的な分布回復に向けた生息環境のネットワーク構築の可能性を妨げ、地域個体群全体の存続自体に大きく影響すると考えられる。 本事業の実施は、植生自然度が高い地域に直接的改変を加えることで、ツキノワグマの生息適地を消失させ、且つ分布回復のために必要とされる生息地の連続性を低下させることに繋がり、個体群全体の存続可能性は著しく低下すると予測される。発電機の配置の検討にあたっては、植生自然度が 9 及び 10 の植生を有する箇所とその周辺部は特に設置箇所として選定すべきでない。	ご指摘の通り、対象事業実施区域には、植生自然度が高い森林が含まれております。特に対象事業実施区域西側の徳島県と高知県の県境周辺は、特定植物群落である「湯桶丸のブナ林」が存在するとともに、対象事業実施区域東側には自然公園区域（普通地域）も位置しています。これらの植生自然度が高い地域への影響を回避又は極力低減するため、配慮書段階より搬出入路を変更、風車配置箇所の変更、基数の変更等を行っています。また、今後の環境影響評価においても、自然度の高い植生等が存在する区域を調査により明らかにした上で、植物や生態系に対しての影響について予測・評価を行い、既存道路や無立木地の活用等により、これら自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減します。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 640 (2/3)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	方法書 6-75 (359) ページ「表 6.2.2-20 (2) 調査、予測及び評価の手法 (生態系)」中の「5. 調査期間」「③ ツキノワグマ (特殊性の注目種)」において、「自動撮影調査：4 月～11 月に各月 1 回」とある。動物の現地調査と同様の手法により、自動撮影カメラは季節ごとに回収せず、長期間撮影できるように設置するものと捉えられるが、本項目では調査頻度のみの記載に留まっており、期間 (調査年月) については不明確である。前述の通り、四国のツキノワグマは生息数が限られており、各個体が利用する地域は明らかでない。過去に調査が及んでいない地域において生息状況を把握する場合には、少なくとも複数年間の調査期間が必要とされ (日本クマネットワーク 2020)、本事業においても複数年間の調査期間を設けることを求める。また、同表中の餌資源調査の項目においても「1 季 (秋季)」とあり、期間 (調査年月) が明示されていない。餌資源量、特にブナ科堅果の結実量は、年変動が大きい、餌資源量の正確な予測及び評価を実施するためには複数年の調査期間を設けることを求める。	ツキノワグマの生息状況確認のための自動撮影調査並びに餌資源量調査等のツキノワグマに関する現地調査では、頂いたご意見を踏まえ、専門家の助言を得ながら、調査期間等を設定して参ります。
3	また、風力発電機の稼働により発生する騒音等の影響について、大型哺乳類ではストレスレベルの増加 (Klich et al., 2020) や生息地選択性の低下 (Lopucki et al., 2017; Skarin et al., 2018) が報告されている。本事業においても、風力発電機による騒音等が大型哺乳類の生息地の質の低下を引き起こし、稼働後も継続的に重大な影響を及ぼす可能性がある。ツキノワグマについて同様の影響が及ぶ場合は、事業実施区域およびその周辺部における生息が将来にわたり見込めなくなることが危惧される。本事業は陸上風力発電事業として大規模 (約 3,200kWx 最大 30 基) であることから、騒音等が哺乳類に与える環境影響の予測及び評価を実施すべきである。よって、「6.2.2 (8) 動物」および「6.2.2 (10) 生態系」の各項目において、当該地域に生息する可能性がある哺乳類に対する騒音の影響について、調査、予測及び評価を実施し、方法書以降の手続きを進める場合は事後調査と事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等に講ずる環境保全対策を準備書に記載することを求める。	方法書でも示す通り、「施設の稼働に伴う動物への影響」については、予測項目として選定しております。したがって、風力発電機の稼働により発生する騒音等の大型哺乳類への影響についても予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討、事後調査計画の策定を行います。 なお、事後調査の結果、環境への影響が著しいことが明らかとなった場合、環境影響評価段階の環境保全対策は十分な効果が得られなかったこととなり、現段階では新たな環境保全対策の計画は困難と考えます。したがって、「事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等に講ずる環境保全対策」については、事後調査結果を踏まえ、専門家の助言を得ながら、対策検討して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 640 (3/3)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	方法書以降の手続きを進める場合、事業者および委託事業者のみによる調査手法の選定を避け、クマ類に関する専門家と環境影響評価法に精通した者へのヒアリング及び指導を仰ぐこと、また調査実施においてはクマ類の調査の十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じる必要がある。個体数が少なく絶滅リスクが非常に高いことから、わずかな個体への影響が個体群全体の存続へ影響すると考えられるため、事業実施区域は生息環境のネットワークの一部として位置付け、当事業による影響の予測及び評価は地域個体群全体を対象に考える必要がある。 引用文献 環境省自然環境局生物多様性センター. 2019. 平成 30 年度（2018 年度）中大型哺乳類分布調査調査報告書. 67+41pp. Klich, D., Lopucki, R., Scibior, A., Golebiowska, D. and Wojciechowska, M., 2020. Roe deer stress response to a wind farms: Methodological and practical implications. Ecological Indicators, 117, p. 106658 Lopucki, R., Klich, D. and Gielarek, S., 2017. Do terrestrial animals avoid areas close to turbines in functioning wind farms in agricultural landscapes?. Environmental Monitoring and Assessment, 189(7), p. 343. 日本クマネットワーク（編）. 2020. 四国のツキノワグマを守れ！－50 年後に 100 頭プロジェクト－報告書. 126+28pp. Skarin, A., Sandstrom, P. and Alam, M., 2018. Out of sight of wind turbines-Reindeer response to wind farms in operation. Ecology and evolution, 8(19), pp. 9906-9919. ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会. 2020. ツキノワグマ四国地域個体群広域保護指針. 17pp. 鵜野-小野寺レイナ・山田孝樹・大井徹・玉手英利. 2019. 四国で捕獲されたツキノワグマの血縁関係と繁殖履歴. 保全生態学研究 24 (1), pp. 61-69.	ツキノワグマに係る現地調査に際しては、専門家の助言を踏まえて、クマ類の調査に精通した調査員を配置します。予測・評価段階についても、専門家に助言を得ながら、必要に応じて環境保全対策を検討して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 641

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本事業の計画地には、四国でわずかに残された、この地域本来の自然度の高い森林がある。また、計画地は、四国で絶滅の危機にあるツキノワグマの生息地に隣接している。さらに、希少猛禽類のサシバとノスリの「渡りルート」上に位置しており、四国および日本の生物多様性保全において極めて重要な自然環境である。本事業が自然環境に重大な影響を与えることは明らかであり、予防原則に従い本事業は実施すべきではない。 本方法書に示された調査方法は、本事業の影響を評価するには以下の点において不十分であることから、調査方法の見直しを求める。 1) ツキノワグマへの影響を評価する調査 四国のツキノワグマは現時点で推定生息数 16～24 頭であり極めて危機的な状況にある。本事業地は現在確認されているツキノワグマ生息地に隣接しており、四国でツキノワグマを絶滅させないために不可欠な自然環境として位置づけられる。本事業の影響を正確に評価するためには、①ツキノワグマの主要な餌資源であるブナ、ミズナラ、クリ、コナラについて、事業地内の土地改変予定地における全分布を把握し、消失する餌資源量を把握することが必要である。また、②カメラトラップにおける生息分布調査も、個体数が極めて少ない状況と、私たちの 2017～19 年の 3 年間の調査経験から、調査期間は少なくとも 3 年間実施しなければ正確な分布を把握することはできないと考えられることから、調査期間は 3 年間に延長が必要である。	ツキノワグマの餌資源を把握するため、代表箇所に調査地点を配置して対象事業実施区域の餌資源量や消失する資源量を試算する計画としています。現地調査に際しては、専門家等の指導・助言を得ながら、調査の地点や頻度等を設定して参ります。 また、ツキノワグマの生息状況、利用状況を把握するための自動撮影調査についても、専門家に助言を得ながら、複数年調査も考慮しつつ調査期間等を設定して参ります。
2	2) サシバ等猛禽類の渡りルートへの影響について 本事業地はサシバをはじめとする猛禽類の「渡りルート」として極めて重要である。渡りルートは地形や天候等によりコースや幅が変化することから、センシティブティマップには主なルートのみが示されている。したがって、「渡りルート」は保全上極めて重要なルートと認識するべきである。 サシバの春と秋の渡りは概ね 4 週間程度見られ、1 日に渡る個体数は、台風等の天候状況に大きく左右される。 そのため、調査期間を「春季（3～5 月）及び秋季（9～11 月）に各期 2 回 3 日程度」としているのは調査努力量として非常に不足している。少なくとも、複数年実施することとし、過去の四国地域の渡りの観察記録からピーク時期を把握し、そのピーク時期を中心として各期にそれぞれ 14 日間程度の調査期間を確保することが、渡りルートの重要性を評価するために不可欠である。	ご指摘の通り、渡り時期は気象条件等により大きく左右されます。したがって、現地調査に際しては、専門家に助言を得ながら、複数年調査も考慮しつつ調査期間等を設定して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 642

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1. 方法書（要約書）34 ページ主な地域特性より引用： 計画地の地形が、きわめて急峻（斜度 20 度以上）で地質も悪い。その上年間降雨量が 3000 ミリを超える多雨地帯で、災害多発地帯と貴社は認識されているにもかかわらず、大規模開発事業を推し進めようとしています。約 4 年もの工事期間中において、住民は、台風や豪雨による、土砂流出、もしくは山腹崩壊や濁水の流出にさらされることになります。 防災上、極めて危険なこの地域での貴社の風力発電事業の中止・撤回を求めます。 ダムのない清流海部川は、子どもたちの川遊びの大事な場所であり、また鮎釣りで、有名な場所です。また、那賀川の自然環境では、貴重な鳥たちのねぐらにもなっています。両河川とも地域の貴重な水資源となっており、濁水となることは、地域にとっても重大な問題となります。貴社事業の中止・撤回を強く求めます。	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。
2	2. 方法書 3-164 〈197〉 ページ引用：事業計画地の 9 割が水源涵養保安林に指定されています。これはグリーンインフラとして重要な機能を果たしています。これが無くなることは、防災上の観点から許容できませんので、貴社事業の中止撤回をしてください。	水資源、土地の安定性について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。また、環境影響評価とは別途、森林法に基づく手続きを適切に進めます。
3	3. 事業主体が合同会社となっており、責任所在が不透明で、将来災害が発生した場合の復旧措置、事業終了後の土地の原型復旧、設備の撤去費用、及び維持管理コストなどの負担について、住民の安心安全が、担保されていません。それ故、貴社事業の中止撤回を強く求めます。	事業廃止後の風車については、撤去費用を事業計画に見込んでおりますので、事業廃止後に風車が放置されることは無く、適切に撤去いたします。また、維持管理コストはもちろんのこと、環境影響の回避又は低減や施設の安全性のためのコストなど事業で発生する事が想定されるコストを見込んだ事業計画とします。 また、本事業を起因とする万が一の災害発生に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 643 (1/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本事業の方法書に対する意見は量が多いため複数ページとなる。 配慮書の審査の際、徳島県の環境影響評価審査会の委員から「内容に不備が多すぎる。審査ができない」という意見があった。審査のできない配慮書を作成し、修正もせずに方法書へ移行する。また市町村の首長の意見を無視し、地域住民の対話も形だけで、事業を強行する姿勢に怒りと不信が募る。本事業は自然豊かな徳島の環境破壊を行い、短期的な利益しか考えていない事業であり将来世代にマイナスの財産を残すことになる。即時事業の中止をするべきである。	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。
2	○方法書意見。 2-28 (29) (2) 交通に関する事項 想定される搬出入路はルートが示されているのに、方法書に道路の拡幅工事が書かれていない。大型風車を運搬するには既存道路やトンネルの拡幅、橋などの周辺工事が必要になり、それに伴う環境影響が大きいと容易に想定できる (2-14～2-17 参照)。これらが調査、影響評価をされていないのはおかしい。評価項目に入れるべきである。 また、大型風車を運搬するには、既存の路面や橋では強度不足ではないか。これらの工事は、だれが費用負担し、だれが維持管理をし続けるのか。行政で管理し税金で賄うことになるのか。	搬入路については複数のルートを検討しており、今後詳細な調査を実施し、安全かつ環境への影響も考慮した運搬ルートを決めます。搬入路について改良工事が必要な場合は、原因者として当社が負担します。維持管理については、道路管理者等と協議して決定します。
3	3-4 (37) 「表 3.1.1-1 主要気象要素の平年値」 資料年数が昭和 54 年～平成 20 年の 30 年間 (日照時間は昭和 63 年～平成 22 年) としている。気象庁の HP を見ると、2019 年 (令和元年) までのデータがある。直近のデータを概況調査で使っていないのはなぜか。近年のデータだと気象条件が悪く、評価に影響すると考えているのか。	気象庁の統計では、西暦年の 1 の位が 1 の年から続く 30 年間の平均値をもって平年値とし、10 年ごとに更新しています。現在は、1981 (昭和 56) ～2010 (平成 22) 年の観測値による平年値が最新となっています。 方法書記載の「昭和 54 年～平成 20 年の 30 年間 (日照時間は昭和 63 年～平成 22 年までの 23 年間)」は「昭和 56 年～平成 22 年の 30 年間 (日照時間は昭和 63 年～平成 22 年までの 23 年間)」の誤りです。訂正の上、お詫び申し上げます。
4	3-94 (127) 3.1.8 豪雨による自然災害の状況 表に過去 30 年の豪雨による自然災害状況がある。過去に発生しているなら今後も起きることが高確率で予想される。このような災害の多い場所で、大規模風力発電施設を 30 基建設するということだが、工事期間中、稼働中に道路、山腹崩壊、住民生活に影響が及んだ場合、事業者は災害補償などを行うのか。事業者は合同会社であり、資本金額も少なく補償できるとは到底思えない。だれが責任を取り、だれが費用負担をするのか、市町村や影響が及ぼされると想定される住民に対して説明するべきである。	過去に発生した豪雨による自然災害を踏まえたうえで、土地の安定性を環境影響評価項目として選定しており、安全かつ環境への影響も考慮した計画で進める考えです。今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を実施し、土砂崩壊等の自然災害に十分留意した設計検討を行います。また、本事業を起因とする万が一の災害発生に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 643 (2/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	3-118 (151) (2) 住宅の配置の状況 3-119 (152) の状況地図から、風力発電設備から 130m の距離に住宅があり、事業の搬出入路上に住宅がある。工事期間中、発電施設が稼働中などで車両による騒音、交通の妨げなど住民生活に多大な支障を及ぼすと十分に予想される。住宅も工事の配慮が必要である。また、住宅生活が営めないとわかった場合、事業者は補償で解決するつもりか。風力発電の停止などを行うのか。	ご指摘の通り、対象事業実施区域から 130m の地点に一番近い住宅が存在しておりますが、今後、騒音について詳細な調査及び予測を行った上で、風力発電施設の配置検討を含めた適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。また、交通についても周辺住民の生活等に、極力、支障が生じないように運行計画を検討します。
6	3-157 (190) 図 3.2.8-1 自然公園地域 事業実施区域内に、自然公園地域の普通地域が入っている。また同地域は鳥獣保護区にも指定されている (3-158 (191))。自然公園の普通地域は景観などが優れ、保護すべき鳥獣が生息しているため、指定されている。そのような地域の開発行為を行うことは、徳島県の自然を損ない、将来世代へのプラスの財産をなくすことに他ならない。風力発電はマイナスの財産であり、開発はやめるべきである。	風力発電機は、自然公園地域及び鳥獣保護区を回避して配置する計画としています。
7	3-165 (198)、3-166 (199) いずれも急傾斜地崩壊危険区域などと、急傾斜地崩壊危険箇所などが示されている。事業実施区域は最大傾斜 40～50° のある傾斜地 (3-27 (60) 図 3.1.4-2 傾斜区分図) であり、たとえ急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地・地すべり防止区域や土砂災害警戒区域などに指定されていなくとも、風力発電開発行為を行うことで、土砂災害が多発するものと考えられる。このような場所での開発地域は事業実施区域のみならず、下流域、海域まで影響が及ぶ。風力発電開発はやめるべきである。	対象事業実施区域は急峻な地形にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。土砂災害 (土地の安定性) については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。
8	4-10 (214) ②評価結果 適切に騒音及び超低周波の影響の程度を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討するとあるが、どのように適切に予測し、環境保全措置を検討するのか、方法書の段階で具体的に示せ。また、検討ではなく環境保全措置を取るべきである。	風車からの騒音及び超低周波音については、方法書 p. 6-26 (310) ～6-31 (315) に示すとおり、音の伝搬理論式により定量的に予測を行い、各種指針値との整合が図られているかを評価するとともに、騒音及び超低周波音に係る影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全について配慮が適正になされているかについて評価します。
9	4-14 (218) ②評価結果 影響の範囲及び時間を定量的に把握し、環境影響の程度を把握した上で、必要な保全措置の検討を行うとあるが、影響の範囲及び時間は定量的、定質的に把握し、環境影響の程度を把握。保全措置は検討ではなく、保全措置を取るべきである。	風車の影については、風力発電機や太陽の位置を考慮してシミュレーションにより日影時間の予測を行い、参考値との整合が図られているかを評価するとともに、風車の影に係る影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全について配慮が適正になされているかについて評価します。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 643 (3/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	4-30 (234) ②評価結果 樹林地では改変面積の抑制に努めるとともに、哺乳類、両性・爬虫類、昆虫類、魚類についても詳細な調査を実施し、風力発電機の配置等を検討する。とあるが、調査で重要な動物のみならず、普通種などの生息地ということがわかった。風力発電の配置などを検討するとあるが、本事業が実施されれば改変面積の抑制はできず、回避・低減にならない。本事業は実施するべきではない。	普通種も含めた動物について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
11	4-49 (253) ②評価結果 現地調査を実施し、風力発電機の配置及び環境保全措置を検討する。絶滅危惧種などの重要な種の生育する状況に留意する。重要な植物群落については、風力発電機の配置などを検討し、改変の回避・低減に努める。とあるが、留意や検討では回避・及び低減にならない。本事業実施区域は徳島県の重要な植物が生息している。本事業が実施されれば大きく損失することになる。本事業は実施するべきではない。	植物について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
12	4-62 (266) ②評価結果 自然林のような自然環境のまとまりの場において動植物の現地調査を実施し、分布情報に基づき重要なまとまりの場のうち、比較的、動植物の生息・生育する状況が多い場について影響を低減させるよう、風力発電機の配置などの保全措置の検討を行う。とあるが、比較的、は抽象的であり、具体性を伴っていない。また本事業が実施されれば改変面積の抑制はできず、回避・低減にならない。本事業は実施するべきではない。	動物、植物、生態系について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
13	4-70 (274) イ主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性 主要な眺望点 1 地点とあるが、なぜ千本山展望台のみなのか。事業実施区域の風力発電を眺望できる場所は、剣山をはじめ、周辺の標高の高い山から見るができる。そのような地点からの調査も必要。	方法書 p. 6-88 (372) ～6-91 (375) に示すとおり、対象事業実施区域及びその周囲 9.3km を目安とした範囲を景観に係る影響を受けるおそれのある地域とし、その範囲における主要な眺望点 18 地点を対象とした景観について、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
14	4.4 総合的な評価表 4.4-1 (1) 環境影響の概要と環境配慮の内容 いずれの項目も、環境配慮の内容は配置を検討、環境保全措置を検討である。検討しただけでは回避・低減につながらない。具体的な方法を示せ。	方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
15	6 章対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 騒音、振動、水質、水資源、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然とのふれあいの活動の場全てにおいて、予測対象時期等が主要工事終了後、風力発電が稼働後となっている。これは予測と合わない。選定理由には、影響が最大になると考えられる時期とあるが、影響が最小の段階で予測可能と考えられる。予測評価の考え方を変えるべきである。	騒音、水資源、動物、植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場については「工事の実施」並びに「土地又は工作物の存在及び供用」による影響、振動、水質、廃棄物等については「工事の実施」による影響、超低周波音、土地の安定性、風車の影、景観については「土地又は工作物の存在及び供用」による影響を予測・評価することとしています。このため、予測時期はそれぞれにおいて最大の影響が生じると考えられる時期に設定しています。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 643 (4/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	6-5 (289) 表 6.1.1-4 環境影響評価の項目 その他の環境の地形及び地質が環境影響評価で評価されていない。事業実施区域の地形、地質は事業実施によって影響を強く受ける。工事用資材の搬出入、地形改変および施設の存在などで環境影響評価をするべきである。	環境影響評価項目として示した「地形及び地質」の予測は、発電所アセス省令並びに「発電所に係る環境影響評価の手引き」(経済産業省産業保安グループ電力安全課)等において、重要な地形・地質の改変について予測・評価を行うこととされている。対象事業実施区域に重要な地形・地質、名勝・天然記念物等が存在しないことより、予測項目として選定しておりません。 一方、発電所アセス省令では「土地の安定性」は参考項目とはなっておりませんが、非常に急峻な地形であることを考慮して、予測項目として選定しております。
17	6-5 (289) 表 6.1.1-4 環境影響評価の項目 本事業は山を削り、土砂の流入、水の濁りなどが発生する。そのため、下流から海域まで影響が及ぶ。海域に生息する動物、植物の環境影響評価を行うべきである。	事業計画を踏まえ、河川への水の濁りによる影響、河川に生息する動植物への影響について予測項目として選定しておりますが、海域まで影響は及ぶことがないと想定して海域の動植物については予測項目として選定しておりません。 現地調査に際しては、専門家に助言を得ながら、必要に応じて海域の動植物についても検討して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 644

No.	意見の概要	事業者の見解
1	清流海部川上流山域での「那賀・海部・安芸風力発電計画」は即刻中止していただきたい。私は、計画地である海陽町と隣の牟岐町で生まれ育ったので、幼い頃から海部川の風景にはなじみ深く、40 年前から山岳会に属し登山の経験から海部川上流の鬱蒼とした山深い雰囲気を残していた山域を知っています。当該計画により、これら豊かな山河が壊される恐れがあることを憂います。20 年前から、年間 20 回余剣山山系に登り自然保護活動を行う NPO としていえることは、同山系及び県内山域では 2006 年頃からニホンジカによる食害が顕著になり深刻な状況になっています。樹木、草本類に甚大な被害を受け、稜線上は乾燥化し土壤浸食が発生し、保水力の衰えた急傾斜地では土砂の崩落が起きています。海部川上流山域においても同様の状況といえます。 もし、計画通り事業が行われれば、清流海部川は大雨のごとにひどい濁流となり、上流山域が荒廃一途になることは明らかです。クリーンエネルギーの推進は十分理解します。 しかし、その推進のもとに、また、事業の利益の代償に徳島県の実風景が残る自然や景観を壊すことは許されません。本計画を止めていただくよう求めます。	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。 事業実施に際しては、ニホンジカによる食害やそれに伴う土砂災害が発生しないように事業計画を策定していきます。 今後、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 645 (1/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	いただいたご意見は要約せずに全文を記載のうえ、ご意見に対する当社見解を記述いたします。また、いただいたご意見に対する見解は、それぞれに対して回答いたします。
2	■2. 私は「(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」へ意見をわざわざ郵送で提出した。しかし、方法書を見ると私の意見は反映されていない。一体どういうことか？環境アセスメントでは、事業者が勝手に住民意見を捨てても良いのか？事業者の対応に不信感を抱かざるをえない。	配慮書への意見書をご提出いただき、ありがとうございました。大変申し訳ございませんが、意見書のとりまとめ時にご提出いただいた意見書が抜けてしまい、方法書に反映できていませんでした。不信感を抱かせてしまい、重ねてお詫び申し上げます。なお、配慮書への意見書に対する見解につきましては、方法書の公告・縦覧と同様の方法で、追加公表を行いました。
3	■3. コウモリの捕獲調査について P336「捕獲した個体が死亡した場合は標本化する」とあるが、営利目的の調査で、コウモリを殺すな。通常、カスミ網やハーブトラップで捕獲した個体が死亡するなどということはありえない。死亡させるのは意図的あるいは、委託先「国際航業」の調査員が未熟である場合だ。	ご指摘の通り、カスミ網やハーブトラップの調査により捕獲した個体が死亡することは少ないと考えられます。調査に際しては、そのようなことのないよう、コウモリ類の調査に精通した調査員を配置いたします。
4	■4. コウモリの捕獲調査について ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛行するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	コウモリ類の捕獲許可申請については、関係機関に適切に実施いたします。また、捕獲調査については、専門家の助言を踏まえて調査手法、時期等を決定して参ります。 なお、捕獲調査ではハーブトラップを中心に使用する計画ですが、地点の状況に応じてかすみ網についても併用する計画としています。 計測等は、麻酔をせずに可能な範囲で行った後、放獣します。 ハーブトラップは、見回りを行うよういたします。 捕獲した個体は素手で扱わず、持ち帰りません。また、冬眠中の個体は捕獲は行わず、覚醒させないように留意いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 645 (2/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	■5. コウモリ類の保全措置について 2020 年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として検討して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020 年 8 月、船越公威)	ご指摘のとおり、風力発電機のカットイン風速の設定、低風速時のフェザリングはコウモリ類の保全措置として有効であると言われていることは認識しています。 環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、今回のご指摘や最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。したがって、具体的な内容については、準備書に記載するよういたします。
6	■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？	現段階では、採用する風力発電機が決定していないため、詳細な仕様も決定しておりません。具体的な内容については、準備書に記載するよういたします。
7	■7. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以上の弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	現段階では、採用する風力発電機が決定していないため、詳細な仕様も決定しておりません。具体的な内容については、準備書に記載するよういたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 645 (3/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	■8.回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※45 個体(4 種、1～32 個体)、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11, 2017) ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド 上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月コスモエコパワー株式会社) 岩手県	現段階では、ライトアップを実施する計画や、保全対策としてライトアップを不使用として回避措置とする計画はございません。 なお、環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、最新の知見や専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。したがって、具体的な内容については、準備書に記載するよういたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 645 (4/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	■9. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施して頂きたい。</u>	環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、今回のご指摘や最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。したがって、具体的な内容については、準備書に記載するよういたします。
10	■10. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	ご指摘のとおり、風力発電機のカットイン風速の設定、低風速時のフェザリングはコウモリ類の保全措置として有効であると言われていることは認識しています。 環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、今回のご指摘や最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。したがって、具体的な内容については、準備書に記載するよういたします。
11	■11. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「那賀・海部・安芸風力発電合同会社(代表社員一般社団法人エナジーエクスプローラー、意見郵送先 JAG 国際エナジー株式会社)」並びに委託先の「国際航業株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置(「<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」必ず実施して頂きたい。	環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、今回のご指摘や最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。
12	■12. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が<u>事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由</u>を述べよ。	現段階では事後調査の結果を踏まえて環境保全措置を実施する計画ではございません。 環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、今回のご指摘や最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を開始する時期も含めて設定、具体化する予定としています。
13	■13. 「予測の不確実性」の定義及び基準について これまで他事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読んだが「予測の不確実性」という単語が頻出する。仮に事業者が今後、「予測の不確実性」について言及する場合は(おそらくするだろう)、その単語の定義及び具体的な基準を述べること。	「予測の不確実性」について、「不確定な要素を含んだ予測を行った場合」と認識しています。動物等の生態については、十分に解明されていない事項も多く、動物の予測結果は、一般的に「不確実性を多く含んだ予測」になっていることが多いと考えています。コウモリ類についても、その生態が十分に解明されているわけではないため、予測結果は不確実性を多く含んだ予測になる可能性が高いと考えています。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 645 (5/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
14	■14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	「予測の不確実性」を根拠に環境保全措置を検討・実施しないような判断はいたしません。 環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。
15	■15. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。</u> アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	「予測の不確実性」を根拠に環境保全措置を検討・実施しないような判断はいたしません。 環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。
16	■16. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を述べよ。	「影響の回避」は、事業により生じると予測された環境影響に対して、事業計画の変更を含めた影響発生要因をなくすこと、または保全対象から十分な距離を確保すること等の対策を図ることと理解しています。 また、「影響の低減」は、事業により生じると予測された環境影響に対して、その程度を可能な限り小さくするため、事業計画の変更を含め、対策を検討、適用することと理解しています。
17	■17. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	現段階では、ライトアップを実施する計画や、保全措置としてライトアップを不使用として回避措置とする計画はございません。 環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、最新の知見や専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。したがって、具体的な内容については、準備書に記載するよういたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 645 (6/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	■18. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)	現段階では、ライトアップを実施する計画や、保全措置としてライトアップを不使用として回避措置とする計画はございません。 環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、最新の知見や専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。したがって、具体的な内容については、準備書に記載するよういたします。
19	■19. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、今回のご指摘や最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。したがって、具体的な内容については、準備書に記載するよういたします。
20	■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、今回のご指摘や最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を設定、具体化する予定としています。したがって、具体的な内容については、準備書に記載するよういたします。
21	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するものではなく、必要な保全措置は実施していく計画です。 環境保全措置については、今後実施を計画している現地調査並びに予測の結果、影響が生じると予測された際に、今回のご指摘や最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を開始する時期も含めて設定、具体化する予定としています。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 645 (7/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	コウモリ類については、今後実施する予定の現地調査において、対象事業実施区域及びその周辺の生息状況、基盤環境の利用状況を把握した上で、事業による影響について予測・評価を行います。 その結果、重大な環境影響が生じると判断された場合には、今回のご指摘や最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を開始する時期も含めて設定、具体化する予定としています。
23	■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	コウモリ類については、今後実施する予定の現地調査において、対象事業実施区域及びその周辺の生息状況、基盤環境の利用状況を把握した上で、事業による影響について予測・評価を行います。 その結果、重大な環境影響が生じると判断された場合には、今回のご指摘や最新の知見、専門家の助言を踏まえて、必要な環境保全措置を開始する時期も含めて設定、具体化する予定としています。
24	■24. 高所バットディテクター調査の調査地点について P339 対象事業実施区域は東西 12km ほどもある広大なエリアにもかかわらず、高所バットディテクター調査の調査地点が 1 か所のみである。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(30 箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	高所バットディテクター調査については、ご指摘を踏まえ、専門家の助言を踏まえて、調査地点、時間等を決定して参ります。
25	■25. 高所バットディテクター調査の調査地点について P339 対象事業実施区域は東西 12km ほどもある広大なエリアだが、高所バットディテクター調査の調査地点が 1 か所のみである。 また、他の事業者の調査結果によると、自動録音調査は機器の不具合による欠測が発生している。よって、少なくとも対象事業実施区域の東側と西側、中央の 3 エリアにわけて、それぞれ複数地点で、長期間の録音調査をすべきであろう。	高所バットディテクター調査については、ご指摘を踏まえ、専門家の助言を踏まえて、調査地点、時間等を決定して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 645 (8/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	■26. 高所バットディテクター調査の期間について P333 高所バットディテクター調査の期間を 5 月から 11 月とし、その理由を「動物の生息特性に応じて適切な時期及び期間とした」とある。しかしバットストライクは 4 月も発生している※。 安全側にたち、4 月上旬から 11 月下旬まで録音調査を実施すること。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	高所バットディテクター調査については、ご指摘を踏まえ、専門家の助言を踏まえて、調査期間等を決定して参ります。
27	■27. バットディテクターによる調査時間について 高所バットディテクター調査の調査時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。	高所バットディテクター調査については、ご指摘を踏まえ、専門家の助言を踏まえて、調査時間等を決定して参ります。 なお、ご指摘を踏まえ、調査時間についても準備書に記載するよういたします。
28	■28. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	ご指摘を踏まえ、使用するバットディテクターの仕様等については準備書に記載するよういたします。
29	■29. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	発電所アセス省令に示される、「重要な種及び注目すべき生息地」を対象として予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する計画としていますが、重要種以外のコウモリ類の保全にも寄与できるよう、環境保全措置について検討して参ります。
30	■30. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「高所バットディテクター調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「<u>定量的</u>」に行うこと。	バットストライクの予測は、現地調査で得られたデータをもとに、コウモリ類の生態学的知見を持った専門家の助言を踏まえ、可能な限り定量的に予測を行う事を検討します。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 645 (9/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	■31. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 <u>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、</u> <u>「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</u>	方法書に記載した調査、予測・評価の手法は、発電所アセス省令並びに「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省産業保安グループ電力安全課）等に基づき、専門家の助言を踏まえて設定しました。今後は、一般の皆様からのご指摘等を踏まえて経済産業大臣により審査がなされ、必要に応じた意見をいただくものと認識しています。 これらの意見を踏まえて、調査、予測・評価の手法は決定して参りますが、その際に必要と認められた際には、環境影響評価法第11条第2項に従って、技術的な助言を求めて参ります。
32	■32. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213, NEDO, 2018.	事後調査として、死骸探索調査を実施する場合には、調査手法、時期、頻度等について、学識者の助言を得ながら決定して参ります。また、事後調査については、その経緯や結果を取り纏めた報告書を公表する予定です。
33	■33. コウモリ類の死骸探索調査についてコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、<u>①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日以上</u> <u>の調査を、毎月2回以上の頻度で行うこと。</u> <u>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</u> *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213, NEDO, 2018.	事後調査として、死骸探索調査を実施する場合には、調査手法、時期、頻度等について、学識者の助言を得ながら決定して参ります。また、事後調査については、その経緯や結果を取り纏めた報告書を公表する予定です。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 645 (10/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	■ 34. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査として、コウモリ類を対象とする際には、今回のご指摘を踏まえ、調査手法、時期、頻度等について、学識者の助言を得ながら決定して参ります。また、事後調査については、その経緯や結果を取り纏めた報告書を公表する予定です。
35	■ 35. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	対象事業実施区域の位置する徳島県並びに高知県では、事後調査報告書の公告・縦覧を条例により義務付けており、徳島県条例では環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書を提出可能となっています。また、両知事においては、必要に応じて環境影響評価審査会の意見を聴くことが可能となっております。 また、事後調査段階においても、調査手法並びに調査・評価結果について、学識者の助言を得ながら進めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 646 (1/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	貴社方法書記載の環境影響評価項目、住民周知の姿勢、住民の安心安全、自然環境保護と、あらゆる面から検討した結果、別紙1、別紙2の理由により当該事業が適切・適地でないことから、「貴社事業の中止・撤回」を求める意見書を提出いたします。 配慮書への一般意見に対して個別返答した貴社姿勢は評価しますが、「努力する、検討する。」といった抽象的表現は、公的な場では何を意味しないと考えます。 《理由1》 環境影響は回避できる、または低減できると繰り返すだけで、科学的根拠がないこと。 【意見】 環境影響は回避できる、または低減できると繰り返されていますが、おっしゃっているだけで、科学的根拠（エビデンス）がありません。 個別の具体的なエビデンスがない状態では、回避や提言の意味合いも生活影響は大きく異なります。不明瞭なままこの事業を進めることは現地住民の生活や命の軽視に該当します。 計画地域の自然や命は使い捨てではないことを、貴社関係者全員が当事者意識をもってご理解ください。 現時点での貴社方法書全般を見る限りご理解いただいているとは思えないため、強く、事業の中止・撤回を求めます。	方法書に掲載した計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果は、計画段階環境配慮書の内容であり（一部見直し）、既存資料調査の結果を基に重大な影響が発生する可能性について検討したものです。 今後、準備書段階において、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。
2	《理由2》 豪雨災害多発地域における、防災上配慮のない計画であること。 【意見】 「環境影響の回避と提言」は住民にとって最重要項目です。貴社は方法書全般において環境影響は回避できる、または低減できると繰り返されていますが、環境省が不適としている斜度 30 度以上の急傾斜地区で大規模開発事業を推進しようとしています。 約4年にもわたる工事期間中、地域住民は台風や豪雨による土砂流出、濁り水のリスクに常にさらされることになります。貴社の防災上の配慮がない手続きは、断固として受け入れられません。 よって、強く、事業の中止・撤回を求めます。	土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、水の濁りについても詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 646 (2/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	《理由 3》 環境省「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」において、事業適地ではないこと。 【意見】 環境省「再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」公開の「同ポテンシャルマップ」を参照すると、計画地域が事業適地だとは思えません。環境省提示の開発不可条件として、「保安林・傾斜角 20 度以上は敵地ではない」とあります。にもかかわらず、貴社事業計画区域は 9 割を水源かん養保安林が占め、傾斜角も 30～40 度以上が大半を占めています。また、大雨のたびにいたるところで土砂崩壊がおきているぜい弱な地盤であり、さらに建設後の運搬路・林道維持・災害時の復旧が町の負担・責任となれば、将来的に町や住民の大きな負債となります。 風力発電の耐用年数も約 20 年であり、完成後の修繕や消耗部材交換による大型資機材の再搬入も予想でき、管理運営・維持管理ができる事業適地とは考えられません。 よって、強く、事業の中止・撤回を求めます。	対象事業実施区域は急峻な地形にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。 風況については、現段階では、日本全国を対象に作成された風況マップにより事業性があると判断しておりますが、今後、対象事業実施区域内での風況調査結果に基づく発電量試算や事業費用の精査によって事業採算性を検討し、自社グループ所有地の利活用にあたって有効であると判断した場合、環境に十分配慮しながら、事業を進めていきたいと考えております。
4	《理由 4》 「計画段階配慮事項の選定」事項が不十分・不適切であること。 【意見】 引用：「方法書 4-2 (206 ページ) 表 4.1.1-1 計画段階配慮事項の選定より 「計画段階配慮事項の選定」において、施設稼働後の影響が予想される「振動・水の濁り・有害物質・水資源・土地の安定性・植物の重要な種、および重要な群落」が評価項目として選定されていません。 貴社事業によって地域に蔓延すると予想されるアルカリ性溶出が家庭用塩素系漂白剤と同等の Ph 値であることは、当然重大な影響評価項目として「施設の存在・施設の稼働」そのものとして評価すべきです。海部川水系の受益者（飲料水もあります）に甚大な影響を与えることはだれの目にも明らかです。それを無視している貴社の方法書の方針は認めがたいものです。 よって、強く、事業の中止・撤回を求めます。	方法書に掲載した計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果は、計画段階環境配慮書の内容であり（一部見直し）、既存資料調査の結果を基に重大な影響が発生する可能性について検討したものです。 今後、準備書段階において、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。 コンクリート工事に伴うアルカリ排水は適切に処理し、周辺河川等への影響を回避します。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 646 (3/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	《理由 5》 責任の所在が不透明な事業体制であること。住民の安心安全が担保できていないこと。 【意見】 本発電事業の主体は「那賀・海部・安芸風力発電合同会社」であるかのように見えますが、プロジェクトファイナンスの「GK-TKスキーム」による資金調達と偉業携帯であることは疑う余地がありません。 つまり、発電施設所有権（不動産）は資本金 10 万円の合同会社が保有し、資金の大半は証券化による匿名組合出資と金融機関からの借り入れ。そして貴社 J A G 国際エナジーは事業のオリジネーターでありながら「合同会社の E P C（建設工事請負）契約の受託先のため、その合同会社とは資本関係をもたない」のが事実だと理解していますが、いかがでしょうか？ 過去に、貴社はこのようにおっしゃっています。 https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/feature/15/302961/051000081/?ST=msb&P=3 （日経 X T E C H / 日経 B P 総研記事【「メカソーラーの反射光で熱中症！？」、姫路訴訟のてん末】から抜粋） 「発電事業の主体である姫路ソーラーウェイ合同会社とは資本関係がなく、太陽光発電所の引き渡しまでの間の支援業務を受託したに過ぎない（パネルの所有者でも占有者でもない）」「パネルによる住宅への反射光の影響は予測できなかった」「植樹と遮光ネットの設置で、遮光効果は得られている」。また、部屋の温度データに関して、測定時の詳しい状況を提出することなども求めた。 このように、本発電事業の体制が、この姫路ソーラーウェイ同様となっている体制では、貴社の収益活動から生じると予想される有事の被害はすべて県や町村、個々人が負わされることとなります。 現状復旧の程度や災害時復旧の責任の所在、費用負担についても明文化する必要があります。 それがなされないどころか、私企業の営利を最優先した体制で、姫路ソーラーウェイで起きた悲劇を繰り返そうとしています。 よって、強く、事業の中止・撤回を求めます。	プロジェクトファイナンスを組成することについては考えており、事業者として「那賀・海部・安芸風力発電合同会社」を設立したのもそのための目的の一つです。一方、匿名組合出資を目的とした、TK-GK スキームに限った計画と決めているわけではなく、本事業規模の発電所を健全に開発及び運営できる能力や体力がある会社と合弁会社等を設立する事業スキームも並行して検討しております。 また、他社が計画または運営している発電所（風力発電事業に限らず）においても、プロジェクトファイナンスの組成及び合同会社を設立しているケースは多々存在すると認識しており、発電事業においては、ポピュラーな形態であると認識しております。 本事業の実施に当たっては、周辺環境や安全に十分配慮しますが、本事業を起因とする万が一の事態に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 646 (4/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	《理由 6》 影響の回避・低減方法や、事業の継続または撤回条件が不明瞭であること。 【意見】 影響の回避や提言について具体的に「どのような対策」をするのでしょうか？また「どのような状況やどの時点に達したときに事業の継続・撤回を判断する」のでしょうか。 貴社基準を文書にて明確に記載ください。 計画地的那賀町長、海陽町長ともに計画反対の意思表示をしているのに、それでも事業を継続するのでしょうか？ 以上	今後、環境影響評価を行った結果、影響を回避、低減できないと判断された場合や、地質調査等により発電所施設の安全性を固定価格買取制度期間に限らず 20 年間を超える期間にわたって確保できないと判断された場合、対象事業実施区域内での風況調査結果に基づく発電量試算や事業費用の精査によって事業採算性を検討し、自社グループ所有地の利活用にあたって有効でないと判断した場合には、事業を断念する可能性があります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 647

No.	意見の概要	事業者の見解
1	動植物や水の問題等、1 年程度の調査で予測評価するのは無理だと思います。100t もの重量物や 50m もの長さの車を急斜面の山林に持っていくための道路の建設による土砂災害の恐れは十分考えられ、こういう場所への大規模風力発電は止めるべきだと思います。	動物、植物、生態系、水質等について、専門家の助言を踏まえて、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。また、道路の建設による土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 648

No.	意見の概要	事業者の見解
1	事業予定地は急峻で地質も悪く多雨地帯である。環境保全上重要な山腹崩壊や濁水の流出、土砂災害が生態系基盤を変化させる事について方法書には触れていない。科学的に詰めること。事業による海部川、那賀川の土砂流変化は調査すべき。本件に関しての学識者のアドバイスが必要。 環境保全の見地から、保安林の解除手続きは、水源涵養林であってもこれによる土砂流失防止機能が発揮されており重要。科学的に根拠をもって責任を持って対応してください。	対象事業実施区域は急峻な地形にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。 保安林の解除手続きは、森林法に則って責任を持ち適切に進めます。
2	事業主体が、合同会社となっており環境アセスの結果に対する長期的な配慮措置の費用や責任が負担できない規模になる可能性がある。それを懸念するに足る災害発生し易い事業地のため、事業終了後の土地の原型復旧、設備の撤去費、維持管理費を環境アセスのなかで概算し、環境保全上重要なこのことに対して、文書等で行政と県民に示してください。	現時点では事業スキームが確定していないため、文書等での提示は出来ませんが、事業廃止後の風車については、撤去費用を事業計画に見込んでおりますので、事業廃止後に風車が放置されることは無く、適切に撤去いたします。また、維持管理コストはもちろんのこと、環境影響の回避又は低減や施設の安全性のためのコストなど事業で発生する事が想定されるコストを見込んだ事業計画とします。
3	学識者(植物担当)のコメントはとても簡素で事業地の環境を反映した内容になっていない。アセスの方法に対して不十分である。専門家を追加するなど行わないとアドバイスが十分でない。	ご指摘を踏まえ、今後も地域の植物の状況、調査、予測・評価に係る事項について、必要に応じて専門家の助言を得ながら環境影響評価を進めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 649

No.	意見の概要	事業者の見解
1	山が壊われるのは、次世代への為に許せません。是非風力発電は中止して下さい。	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 650

No.	意見の概要	事業者の見解
1	環境評価が不十分である	方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 651 (1/2)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1) 希少生物・生態系に対する影響調査について ①調査に県内在住の各専門家を加えること 徳島県内には生物物理学系の専門大学が無いことから、既往の調査は、ほぼ徳島県在住の公立学校教員や元教員、県立博物館職員のほか民間の人達が長年をかけて地道に調査した結果である。県外の識者は具体的に希少種がどこに生息しているかなど詳細な地域情報を有していないのが現状。このことから、徳島県在住の各専門家の協力なくして、貴社が行う全ての調査が正確なものになり得ず、適正・正確な予測・評価に繋がらないことは必定である。	調査に際しては、専門家の助言を得ながら進めて参りますが、必要に応じて地域に精通した専門家に現地調査に同行いただき、精度の確保に努めて参ります。
2	②調査期間を延長すること 当該計画地から阿南市蒲生田岬にかけては重要な渡り鳥のルートになっていることや、希少な野生動植物が生息している区域が含まれることから、少なくとも3年以上の連続した動態調査を実施しないと、正確な予測・評価に繋がらない。このことから、調査期間を適正に延長することが必要である。	渡り鳥調査は渡り時期（春季、秋季）に2回、3日間程度の調査を想定していますが、専門家の助言を踏まえ、必要に応じて複数年の調査についても検討して参ります。
3	③調査面積を追加拡大すること 環境影響の回避、最小化に向けて発電施設、輸送路など関係施設の代替え案を準備することが予想される。そのため、徳島県内在住の動植物の専門家の意見を踏まえて周辺部を含めて必要な面積を予め追加して示し、調査を行うことが必要である。	方法書に示した、調査地点、範囲等については、発電所アセス省令並びに「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省産業保安グループ電力安全課）等に基づき、専門家の助言を踏まえて設定しました。調査の実施に際しても、専門家の助言を踏まえて調査地点、時期等を決定して参ります。 なお、発電施設、輸送路等の位置については、対象事業実施区域内において、環境影響の最小化、回避のために変更する可能性はあり、それを踏まえて調査地点、範囲等は設定しています。
4	2) 土地改変に伴う自然環境に対する影響調査について ①林道・公道の災害履歴、現況を調査すること 計画地域は脆弱な地質の上、年間雨量は3000mmに及ぶ多雨地域であるため土砂災害への細心の注意を要する。そうした中で、土地形質への負荷を最小限とするために幅員3～4mの林道が開設されているが、それでも過去、台風等による土砂災害が頻発している。一方、今回の輸送路の幅員は8mと林道に比べて大規模である。こうした改変はこれまで経験の無い規模であることから、斜面安定や水処理には高度な対策が必要と考えられる。そのため、まずは関係市町の林道、公道の既往の災害歴を全数調査してこれまでの土砂災害の発生原因を明らかにするとともに、特に既設林道について、切土のり面の状況や緑化工法による斜面の復元状況、路面排水や横断排水の現状などを詳細に調査し、今後予見される巨大台風に対しても絶対に壊れない施設、環境影響を回避・最小化するために必要な最適工法を評価する基礎とすることが必要。	管理用道路、搬出入路ともに、直線部は幅員7m（車道幅5m）を計画しています。ご指摘を踏まえ、事業予定地及び周辺の既往道路の災害履歴を調査し、土砂災害の発生要因を明確にするとともに、切土のり面の状況や緑化工法による斜面の復元状況、路面排水や横断排水の現状などを調査します。これらの結果やボーリング調査や地形測量等の土地の安定性に係る調査結果を踏まえ、道路等を含む土地の安定性について予測・評価を実施して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 651 (2/2)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	②地域内の砂防・治山ダムなどの防災施設の調査及び小流域の現況調査を行うこと 徳島県高知県にまたがる大森林地帯であり表土流出は最小限に抑制されているが、那賀川は流出土砂によるダムへの異常堆砂、海部川は中下流部の河床上昇が深刻な問題になっている。また今まで見られなかった近年の新たな災害傾向として、スギ人工林の樹齢が50年を超える地域が増加し、斜面崩壊と同時に大きな立木が大量に流下し、落橋や住宅被災などの重大事象が日本各地で多発している。今計画によって相当規模の森林は、一定期間裸地・草原化することから、新たな土砂流出の増加を看過することはできない。加えて、土地形状の改変による集水区域の変更にによって、最上部の小溪流においては部分的に雨水の流量・流速が増加し、環境が沈静化するまでの間、土地改変地以外でもこれまでを超える土砂流出が発生する可能性が増大する。またそのことにより、下流部において新たな河岸浸食や河床洗堀が発生し、これが次の土砂災害の発生源となる危惧も否めない。そこで、計画する流域内の全ての溪流について砂防ダム、治山ダムの配備状況とその堆砂状況、ダム配備のない溪流については不安定土砂の堆砂状況や溪岸の立木の流下の危険性などを予め調査し、環境影響の最小化に向けた基礎資料として結果を公表し、のり面保護や路面排水、溪流の横断排水などの最適工法の選択、規模の決定は当然のこと、今回の改変地域外にあっても災害防止のための対策工事の設置、或いは将来においてその設置の責任を負うことを予め検討評価するべきである。	道路等を含む土地の安定性についての予測・評価並びに施設設計に際し、流域内の砂防ダム等の分布状況、堆積状況、流域における不安定土砂の堆砂状況、溪岸の立木の流下の危険性などを調査し、環境影響評価に際しての基礎資料として利用したいと考えます。これらの結果を参考に、専門家の助言を得ながら、最適工法を選定して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 652

No.	意見の概要	事業者の見解
1	図 2. 2-1 (9) のグーグルアースで事業実施地域を見ると、B 案の海陽町側榎木屋谷に沿って東から西に向かって付けられている林道は多数の斜面崩落が現在見て取れる。アップしてみると明らかに状況が確認できる。この林道を拡張し搬入すれば斜面の崩落で谷筋に土砂が流れるのは火を見るより明らかである。一方、A 案的那賀川南川の支流の大谷川、野久保谷川ルートは搬入路エリアに示されている既設の林道が付いているが風車設置エリアに入るとまだ林道が設置されていない。ここから急峻な斜面を掘削して尾根に至る。既設林道の拡幅工事と新規林道工事で大量の土砂が谷を埋め、下流に汚濁水を流し各所で悪影響を懸念される。汚濁水を出さない工事を文書で確約すべきだ。	対象事業実施区域は急峻な地形にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、水の濁りについて詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 653

No.	意見の概要	事業者の見解
1	徳島県民いや日本国民にとって自然環境は生きるためには必須であり、特に問題になっている巨大な風車設置予定的那賀・海部・安芸周辺山の保全は県民にとって重大な問題で、これを守ることはどのような理由にもかかわらず必須であり、適地としては問題があります。風力発電設置に対しては遠位においても十分に配慮されるよう切に望みます。	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 654

No.	意見の概要	事業者の見解
1	・本事業の工事による山腹崩壊の危険があります。住民の安全が守られるかどうかきっちりとした検証をして下さい。（責任の所在もハッキリと）	土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、本事業を起因とする万が一の土砂災害発生に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。
2	・自然環境が破壊され貴重な動植物が失われる恐れがあります。どの様に守っていくのですか。	動物、植物、生態について、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。
3	・予定地への工事の為の接道の維持、保全にかかる費用は今後住民の負担(例えば税金)にはならないのでしょうか。	搬入路について改良工事が必要な場合は、原因者として当社が負担します。維持管理については、道路管理者等と協議して決定します。 風車サイトへの管理用道路については、事業運営中の維持管理費用は、原則、事業者の負担です。事業終了後は、林道管理者や地域の森林組合等へ管理を移管する事も想定し、運営期間において売電収益の一部を積立する事業計画としております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 655

No.	意見の概要	事業者の見解
1	この急峻な山岳地帯を大きく削って土砂災害の危険がない訳がない。アクセス道路も重機の通行には耐えられぬ。南海トラフ地震が風車をなぎ倒すだろう。早く撤退することを勧告する。	土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 656

No.	意見の概要	事業者の見解
1	計画の風力発電事業に関して本体の風車 30 基を設置するのに伴う本体基礎工事、仮設資材置き場、組立用クレーン設置、仮設事務所、管理用道路、電気ケーブル敷設などの工事を実施するに当たり発生する土砂の堆積は何 m ³ と見積もっているか。 土砂捨て場として用意している事業実施区域内のスペースにどれだけの量の土砂を保管出来るか。その差の土砂はどこへ処分するのか答えて欲しい。河川に土砂を捨てると、川底が上がって現在よりさらに洪水解消のために浚渫しなければならない。	残土量については、現時点では約 140 万～170 万 m ³ を見込んでいます。今後、切土量、盛土量のバランスを極力取り、さらなる低減に努めるとともに、対象事業実施区域内に設置する土捨て場は、環境面、安全面を考慮し、沢や谷には設置しない計画とします。また、土捨て場で処分しきれない残土については、民間の残土処分場で処分する予定です。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 657

No.	意見の概要	事業者の見解
1	管理用道路、搬出入路の標準断面図では補強土壁の図がある。環境影響評価項目として土砂崩壊に十分留意した設計を検討するとあるが、どのような工事方法で行うのか。本体設置の尾根筋の斜面や搬入路の谷筋の川沿いの道は何十キロに渡って存在する。補強土壁工事において土砂が川側に落下しないように養生しなければ汚水が下流に流れ問題が発生する。養殖漁業、下流の製紙業の工場が用水汚濁による問題が発生し原因が分かれば補償するのか。事前・事後調査で責任を明らかにして欲しい。	搬入路については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、現地の状況に適した工事方法を選定して参ります。 本事業の実施に当たっては、周辺環境や安全に十分配慮しますが、本事業を起因とする万が一の事態に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 658

No.	意見の概要	事業者の見解
1	現地説明会でこの風力発電事業は儲けるからやると地元の人に言っているが、風力状況が必ずしも良く無いこの山岳地帯で事業を推進するのは設置する事が目的となっているのではないのか。風車を設置することで国の優遇措置が受けられメリットが出る為に発電量が十分に得られなくても事業を実施すると思ってしまう。20年経過して固定価格制度が終了すれば儲けがなくなり事業から撤退するのではないかと懸念する。撤退する時は風車本体、基礎をすべて撤去し植林を全部行うのか。	風況については、現段階では、日本全国を対象に作成された風況マップにより事業性があると判断しておりますが、今後、対象事業実施区域内での風況調査結果に基づく発電量試算や事業費用の精査によって事業採算性を検討し、自社グループ所有地の利活用にあたって有効であると判断した場合、環境に十分配慮しながら、事業を進めていきたいと考えております。 事業廃止後の風車については、撤去費用を事業計画に見込んでおりますので、事業廃止後に風車が放置されることは無く、適切に撤去し、原状復帰に努めます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 659

No.	意見の概要	事業者の見解
1	現地説明会でこの風力発電事業は儲けるからやると地元の人に言っているが、風力状況が必ずしも良く無いこの山岳地帯で事業を推進するのは設置する事が目的となっているのではないのか。風車を設置することで国の優遇措置が受けられメリットが出る為に発電量が十分に得られなくても事業を実施すると思ってしまう。投資採算は何年の事業と見ているのか。事業撤退に要する解体費用は全体の予算の何割を見込んでいるのか。合同会社に任せでなく JAG で責任をもって運営するべきでないか。	風況については、現段階では、日本全国を対象に作成された風況マップにより事業性があると判断しておりますが、今後、対象事業実施区域内での風況調査結果に基づく発電量試算や事業費用の精査によって事業採算性を検討し、自社グループ所有地の利活用にあたって有効であると判断した場合、環境に十分配慮しながら、事業を進めていきたいと考えております。 現時点では不確定要素が多く詳細を明示する事は出来ませんが、建設・維持管理・事業撤退に掛かるコストはもちろんのこと、環境影響の回避又は低減や施設の安全性のためのコストなど事業で発生する事が想定されるコストを見込んだ事業計画とします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 660

No.	意見の概要	事業者の見解
1	現地説明会でこの風力発電事業は儲けるからやると地元の人に言っているが、風力状況が必ずしも良く無いこの山岳地帯で事業を推進するのは設置する事が目的となっているではないのか。風車を設置することで国の優遇措置が受けられメリットが出る為に発電量が十分に得られなくても事業を実施すると思ってしまう。設備が稼働後地元から何名の人を雇用できるのか。地元貢献の為にわずかな充電ステーションを設置するだけか。もっと大型の蓄電器で災害時に全住民へ役立てるべきでないか。	風況については、現段階では、日本全国を対象に作成された風況マップにより事業性があると判断しておりますが、今後、対象事業実施区域内での風況調査結果に基づく発電量試算や事業費用の精査によって事業採算性を検討し、自社グループ所有地の利活用にあたって有効であると判断した場合、環境に十分配慮しながら、事業を進めていきたいと考えております。 地元貢献については、今後、地元との協議を進め、地域の発展につながるよう検討します。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 661

No.	意見の概要	事業者の見解
1	環境影響評価審査会では下流河川の濁りの発生が強く懸念されている。この風力発電施設の設置、輸送路及び残土処分施設等の検討に当たっては専門家等からの意見を考慮した適切な調査、予測及び評価を行うよう指摘された。より正確な評価を行う為に河川の濁りを現状通常時、降雨時、集中豪雨時などに那賀川、海部川の事業区域に関係する各河川の支流を全て測定して本体工事、搬入路工事に関わる事前事後の水質変化をもとにして責任を明確にする必要がある。もっと観測点を増やしてほしい。	方法書に示した、調査時期、地点等については、専門家の助言を踏まえて設定しました。調査の実施に際しても、専門家の助言を踏まえて調査地点、時期等を決定して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 662

No.	意見の概要	事業者の見解
1	那賀川では流域に約 47000 人が住んでいる。下流には製紙会社、鮎の養殖業者、漁業者など那賀川の水で多くの事業を営んでいる。この計画は那賀川の源流の尾根や谷筋を広く土地改変を伴うものである。砂崩れや土砂崩壊で風車の寿命が尽きてもさらに長い期間水質汚濁が懸念され下流地域に及ぼす悪影響は甚大である。問題ないと科学的にどのように証明するのでしょうか。徳島県へどのように報告するのですか。	水の濁りについて詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 663

No.	意見の概要	事業者の見解
1	計画の風力発電事業に関して本体の風車 30 基を設置するのに伴う本体基礎工事、仮設資材置き場、組立用クレーン設置、仮設事務所、管理用道路、電気ケーブル敷設などの工事を実施するに当たり発生する土砂の堆積は何 m ³ と見積もっているのか。土砂捨て場として用意している事業実施区域内のスペースにどれだけの量の土砂を保管出来るのか。その差の土砂はどこへ処分するのか教えて欲しい。河川に土砂を捨てると川底が上がって現在よりさらに洪水氾濫の危険性がアップする。	残土量については、現時点では約 140 万～170 万 m ³ を見込んでいます。今後、切土量、盛土量のバランスを極力取り、さらなる低減に努めるとともに、対象事業実施区域内に設置する土捨て場は、環境面、安全面を考慮し、沢や谷には設置しない計画とします。また、土捨て場で処分しきれない残土については、民間の残土処分場で処分する予定です。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 664

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風力状況が良く無いこの山岳地帯で事業を計画するのは設置する事が目的となっているのではないのでしょうか。風車を設置することで国の優遇措置が受けられメリットが出る為に発電量が十分に得られなくても事業を実施すると考えます。搬入路としている国道 195 号線で長さ 50m の羽根を運ぶには多くの箇所で行き止まりして道路拡張工事や橋の補強工事で長期の通行止めが予想されます。多くの住民の生活への影響や事業者の営業活動が阻害されます。これらの経済的損失をどこまで補償すると考えていますか。交通量調査では夜もたくさんの車が走っています。夜に羽根を運搬する予定ですが地元の住民の安全・安心をどのようにして確保するのですか。	風況については、現段階では、日本全国を対象に作成された風況マップにより事業性があると判断しておりますが、今後、対象事業実施区域内での風況調査結果に基づく発電量試算や事業費用の精査によって事業採算性を検討し、自社グループ所有地の利活用にあたって有効であると判断した場合、環境に十分配慮しながら、事業を進めていきたいと考えております。 搬入路について改良工事が必要な場合は、道路管理者と協議を行い、周辺住民の生活等に、極力、支障が生じないように工事計画を検討します。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 665

No.	意見の概要	事業者の見解
1	現地説明会でこの風力発電事業は儲けるからやると地元の人に言っているが、風力状況が必ずしも良く無く急峻なこの山岳地帯で事業を推進して徳島県で使用しない電気を四国電力に支払っている私達の電気代に上乗せした儲けであろう。徳島県民のほとんどにメリットがない。県民の大切な自然を破壊して儲けを搾取し持ち出すのみである。那賀川、海部川の水質汚濁が長期に渡り引き起こされる懸念がある為責任を明らかにするため各支流に水質計を設置して設置前後の監視をするべきである。	風況については、現段階では、日本全国を対象に作成された風況マップにより事業性があると判断しておりますが、今後、対象事業実施区域内での風況調査結果に基づく発電量試算や事業費用の精査によって事業採算性を検討し、自社グループ所有地の利活用にあたって有効であると判断した場合、環境に十分配慮しながら、事業を進めていきたいと考えております。 また、水の濁りについて詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 666

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風力状況が良く無いこの山岳地帯で事業を計画するのは設置する事が目的となっているではないでしょうか。風車を設置することで国の優遇措置が受けられメリットが出る為に発電量が十分に得られなくても事業を実施すると思います。搬入路としている国道 195 号線で長さ 50mの羽根を運ぶには多くの箇所で行き止まりして道路拡張工事や橋の補強工事で長期の通行止めが予想されます。多くの住民の生活への影響や事業者の営業が阻害されます。これらの経済的損失をどこまで補償する考えているのか交通量調査では夜もたくさんの車が走っています。夜に羽根を運搬する予定ですが通行できない車の対策はどうするのですか。	風況については、現段階では、日本全国を対象に作成された風況マップにより事業性があると判断しておりますが、今後、対象事業実施区域内での風況調査結果に基づく発電量試算や事業費用の精査によって事業採算性を検討し、自社グループ所有地の利活用にあたって有効であると判断した場合、環境に十分配慮しながら、事業を進めていきたいと考えております。 搬入路について改良工事が必要な場合は、道路管理者と協議を行い、周辺住民の生活等に、極力、支障が生じないように工事計画を検討します。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 667

No.	意見の概要	事業者の見解
1	過去に長雨や台風の接近で激しい雨が降り続き那賀川、海部川で大規模崩壊が発生した。どちらも崩壊で自然のダムを形成し、一気に決壊して多くの命が奪われました。事業実施区域に指定されている地域と同じ土質で急峻です。土石流及び地滑り特別警戒区域や警戒区域に指定されている箇所で事業を強行に実施する理由がありますか。儲けより命が大切です。この風力発電事業を徳島県や地元自治体が許可をして大災害が発生した場合どのような責任を取るのでしょうか。歴史は必ず繰り返されます。	対象事業実施区域は急峻な地形にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、本事業を起因とする万が一の土砂災害発生に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 668

No.	意見の概要	事業者の見解
1	徳島県では那賀町、海陽町など多くの町が地域創成事業で県外や海外から移住する若い人たちを受け入れ、町の高齢化対策、人口減少対策の為に力を入れている。那賀町木頭の森林、那賀川の水の恵みを大切に会社を作り世界中に向けて情報発信をしています。ドローンを飛ばして様々な角度から木頭の自然と地元の人々を紹介しています。那賀川の奇麗な水こそが命です。濁った水を発生させる恐れのある巨大な風車は必要ありません。私を含め木頭の動画を見た世界中の人々は反対を表明します。	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。 水の濁りについて詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 669

No.	意見の概要	事業者の見解
1	環境影響評価配慮書を作成する場合に植物、動物、地質などの専門家の意見を聴取して作成していたが、多くの間違いや抜けがあることが環境影響評価審査会で指摘されました。今回方法書においても専門家からヒアリングをしたと記載されています。徳島県に詳しい専門家から意見を聞くのがベストです。専門家の名前を明らかにして縦覧した御社の内容が地元の人が納得して信頼できると思うようにすべきであると思いますがどのようにお考えですか。	方法書の作成に当たっては、地域の状況に詳しい専門家にヒアリングを実施しております。ヒアリングした専門家については、個人情報保護の観点からお名前は明らかにしていませんが、発電所アセス省令に基づき、専門分野及び所属機関の属性について記載しています。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 670

No.	意見の概要	事業者の見解
1	海陽町那佐湾では徳島大学、KDDI、地元漁業組合、ベンチャー企業が牡蠣の養殖に取り組んでいます。県外から移住してきた若者が新しい牡蠣養殖事業に取り組んでいます。おいしい牡蠣を作るには背後に広い広葉樹林が控えて豊富なミネラルを含んだ水を湾に注いでいます。気仙沼や広島などの各地で漁師が山に木を植えていることから証明されています。この風力発電事業で広葉樹の自然林が伐採されることで現状よりミネラルの減少や水質汚濁が発生することは明白です。海部川のアユも水の濁り等で餌となる藻や水中昆虫の生育状況に悪影響が考えられます。徳島県が進めている水産事業に対して影響が出ないということを示す義務があると考えます。	水資源、水質や河川に生息する魚類等について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 671

No.	意見の概要	事業者の見解
1	徳島県では山間部の林道は長期の大雨や集中豪雨で土砂崩れを発生させている。多くが河川沿いの林道の法面部分で崩落している。地元の自治体では厳しい予算の中で復旧を行なっている。今回の大谷川や野久保谷沿いの林道拡張工事や新設搬入路工事が完成すれば、林道の管理者が移管され土砂崩れ後の復旧は自治体の予算で実施するものと考えているのですか。土砂崩れが発生しないよう全部の法面（切土、盛土）工事では掘削した斜面が剥がれ落ちない工法で被覆するよう要求致します。	対象事業実施区域は豪雨による自然災害が多い地域にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。搬入路については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、現地の状況に適した法面保護工を選定して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 672

No.	意見の概要	事業者の見解
1	図 2.2.6-2 (1) に搬出入路の断面図が掲載されているが直線部は路肩を含めて 7m です。50m の羽根を運ぶトレーラーの曲線部の拡幅はいくら必要なのですか。那賀川支流の大谷川や野久保谷川の林道では急なカーブが続きます。トレーラーがカーブを曲がるために山側を大きく削り谷側は埋めなければ通過できないと考えます。那賀川に土砂や濁り水が多量に流れ出ますがどのようにして防止するのでしょうか。林道の法面(切土、盛土)はどのような工法で保護して土砂の流出を防ぐのですか。	現段階では、採用する風力発電機が決定していないため、運搬する羽根の長さ、使用する車両は決定していませんが、半径 30m のカーブを曲がるのに W=8m 程度の道路幅が必要と考えています。今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、現地の状況に適した法面保護工を計画し、河川への土砂の流出防止を図って参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 673

No.	意見の概要	事業者の見解
1	グループ会社の国際航業㈱が今回の風力発電事業実施に関わっている。国際航業㈱は各地の土石流を航空写真などを提供して調査に協力をしている。言わば地質調査のプロである。今回の事業実施区域は急峻な斜面に囲まれた尾根が対象となっている。搬入路はA、B案共 50mの羽根を搬送するには国道、県道、林道を拡幅する必要があるが土砂崩壊の危険性が高い。国際航業㈱は危険性を充分予測できる会社である。それにも拘らず環境省が判断基準で風力発電事業に適さないと示している区域で事業を行なう事は企業の社会的責任(CSR)上不適切である。日本アジアグループの行動基準にも反するのではないか。地元の地域社会に対して環境問題を起こさないと文書で示すべきである。	対象事業実施区域は急峻な地形にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。土砂災害(土地の安定性)については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、本事業を起因とする万が一の土砂災害発生に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するよう配慮いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 674

No.	意見の概要	事業者の見解
1	搬出入路の標準断面図では急峻な崖を削って林道を作る計画で、新設区間および現道拡張区間において段々の上まで切土を実施することが示されています。地質は少し場所が違えば同じではありません。今回の搬出入路は谷沿いの急峻な林道と終点からは新しく崖を削ってトレーラーが通過する広い道を作らなければなりません。従って全てのカーブ毎に崖の地質調査をしなければ安全性が確保できません。地質調査で岩盤の種類、強度等を確認して適切な工事方法で実施する事をお願いします。	搬入路については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、現地の状況に適した工事方法を選定して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 675

No.	意見の概要	事業者の見解
1	森林は二酸化炭素を吸収し光合成により酸素を大気中に放出する唯一の酸素製造装置である。この計画では事業実施区域と搬入路工事で広範囲に樹木を伐採する。今回の風車発電事業による電力発生で代替する化石エネルギーの二酸化炭素発生量減はいくらか。本体据付重機、搬入路林道工事用重機、機器運搬自動車等が排出する二酸化炭素量及び風車製造・輸入に掛る二酸化炭素量はいくらか。一方森林伐採による二酸化炭素固定ロスは今工事ですべて想定しているか。風車 20 年、森林未来永劫。	本事業による温室効果ガスの削減量等については、準備書に記載するようにいたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 676

No.	意見の概要	事業者の見解
1	搬出入路の標準断面図では急峻な崖を削って林道を作る計画で新設区間および現道拡張区間で段々の上まで切土を実施するようになっています。道路を作る場合段々が上に延びる斜面では工事の安全性を確認するために個々の斜面ごとに地質検査を行ないそれに基づいて施工方法を決めて行きます。今回の搬出入路計画の崖は急峻な斜面であるので膨大な数の地質調査をしなければなりません。経費削減の為安全性を無視して敢えて触れないでいるのではないですか。	対象事業実施区域は急峻な地形にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。搬入路については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、現地の状況に適した工事方法を選定して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 677

No.	意見の概要	事業者の見解
1	南海地震・東南海地震では事業実施区域が震度 6 弱と予想されている。搬入路に選んでいる海部川沿いは震度 6 強となっている。風車本体の耐震はどのくらいか。また那賀川側の搬入路は震度 6 弱となっている。搬入路で山を削り谷を埋める工事を行なうが法面切土、盛土の耐震強度はどのように考えているか。集中豪雨で事業実施区域内、搬入路工事拡張箇所土砂崩壊等が発生すれば、地元自治体の税金を投入しないで、事業者の資金で復旧するのか確認したい。	風車本体については、工事計画を経済産業省に届出するにあたって、地震に対する安全性も第三者専門機関で審査されるため、安全に十分留意した事業計画を検討して参ります。 輸送路の切土法面、盛土の地震時の考え方は、今後実施する輸送路の詳細設計時に検討したいと考えています。一般的に、切土法面は地震を考慮した設計手法が確立されていないため地震を考慮しません。盛土は、「地震動レベル 1」：中規模の地震、「地震動レベル 2」：阪神淡路大震災級の地震のいずれかを考慮して設計を実施します。 また、本事業を起因とする万が一の土砂災害発生に備え、計画の進捗に合わせた管理体制を構築するように配慮いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 678

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1892 年（明治 25 年）の夏に長雨が続き、台風の接近で激しい雨が降り続き 7 月 25 日に那賀川、海部川で同時に 2 か所の大規模崩壊が発生した。どちらも崩壊で自然のダムを形成し、一気に決壊して多くに命が奪われた。特に海部川の保瀬の崩壊は事業実施区域への搬入路となっている。土砂災害防止法に定める土石流及び地滑り特別警戒区域や警戒区域に指定されている箇所です。工事を実施する安全性をどの様にして証明するのか。集中豪や大型地震に対する将来において安全性を確保できるのか。	対象事業実施区域は豪雨による自然災害が多い地域にあり、厳しい環境条件にあることは認識しております。土砂災害（土地の安定性）については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、工事計画を経済産業省に届出するにあたって、地震に対する安全性も第三者専門機関で審査されるため、安全に十分留意した事業計画を検討して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 679

No.	意見の概要	事業者の見解
1	清流海部川は鰻轟山から湯桶丸に掛けて広がる多くが落葉広葉樹の自然林を源流としている。この領域に降った雨水は落葉が積み重なった地表を通して地中に入り時間をかけて流れ出て海部川に集合する。ミネラルを含む栄養豊富な水は河口の那佐湾に注ぎ漁業を支えている。新しい方法で牡蠣を養殖する徳島大学発ベンチャー企業が事業を開始して牡蠣を出荷し始めた。現在は山が海を育てることは常識で漁師が山に木を植える時代となって久しい。方法書の環境影響評価の項目選定の生物多様性で地形改変および施設の存在、施設の稼働の中に海域に生息する動物及び海域に生息する植物の調査が抜け落ちている。大切な項目であり調査を継続して影響を評価すべきである。	水資源、水質や河川に生息する魚類等について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。海域に生息する動物及び海域に生育する植物については、対象事業実施区域は海域ではないこと、また、海域に影響を及ぼす事業ではないことから選定しておりません。水資源及び水質については、適切な環境保全措置を検討し、海域に到達する前の河川において、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 680

No.	意見の概要	事業者の見解
1	環境影響評価審査会では下流河川の濁りの発生が強く懸念されている。この風力発電施設の設置、輸送路及び残土処分施設等の検討に当たっては専門家等からの意見を考慮した適切な調査、予測及び評価を行うよう指摘されている。過去の集中豪雨時で那賀川、海部川は土砂堆積で河川の床が上がっている。海部川では洪水対策で下流の土砂を現在取り除いている。那賀川ではダムの使用年数が低下して数か所で浚渫している。どのような工法で将来にわたり法面から河川に土砂が落ちないようにするのか。	搬入路については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、現地の状況に適した法面保護工を選定して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 681

No.	意見の概要	事業者の見解
1	尾根筋の管理用道路や河川沿いの搬入路の標準断面図が示されているが補強土壁の下は直ぐに急斜面の谷や河川の川面である。土砂を下に落とさないような工法とは如何なる工事方法か。切土、盛土部は表面を被覆しなければ長年に渡り雨水で汚水が谷筋や河川に流出する。どのような対策を取るのか。集中豪雨では土砂災害が発生する可能性が大きい。河川に土砂が堆積してさらに川床が上昇し堤防を越え氾濫する恐れがある。現在でも海部川では浚渫している。那賀川のダムの寿命が短縮する。	管理用道路や搬入路については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、詳細な道路構造を決定して参ります。その際、谷や河川に土砂を落とさないことに着目した工法選定や施工時の対策工を検討して参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 682

No.	意見の概要	事業者の見解
1	海陽町民として風力発電計画に反対しています。 予定地には、アカガシの群落があり貴重な昆虫がたくさん生息しています。また、ニホンカモシカも生息しています。もしかしたらツキノワグマも生息しているかも。 山を開発すると、居場所のなくなった野生動物が山から里に下りてきて悪さをします。 水源地にもなっているので建設工事により命の水が汚染される可能性も。 近年、都会では屋上緑化など推進しているのに既にある緑の山を開発するっておかしいと思いますよ。クリーンエネルギーって言うけど、これを建設するためにたくさんの排ガスを出す訳で、クリーンではない。それ以上に二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の防止に貢献している山を切り開くってどう考えてもおかしい。 補助金のある内は、管理するがなくなったら放置でしょうか？ これを作ったからといって電気代が安くなるわけではないし得をするのは、御社だけでは？	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。 今後、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。 本事業による温室効果ガスの削減量等については、準備書に記載するようにいたします。 事業廃止後の風車については、撤去費用を事業計画に見込んでおりますので、事業廃止後に風車が放置されることは無く、適切に撤去し、原状復帰に努めます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 683

No.	意見の概要	事業者の見解
1	直ちに計画をやめて下さい。 目先の利益のために原発に続く負の遺産をこれ以上増やさないで下さい。 たくさんの命の源である山が破壊されたら困ります。	当社としては、反対意見があることは真摯に受け止めております。 今後、方法書で選定した環境影響評価項目について詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減し、皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 684 (1/2)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	(1) 1 自然的状況 (第3章 3.1 前半 PDF データ/中間 PDF データ/後半 PDF データ) 対象事業実施区域 (搬出入路エリア) が野久保谷川沿いと大谷川沿いになっているが第4章計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (第4章 PDF データ) 事業実施想定区域 (搬出入路エリア) では南川本流沿いと大谷川沿いになっているが、その環境保全上の違いはなにか、理由は?	配慮書段階の資材等搬出入路 A 案ルートにおける事業実施想定区域 (搬出入路エリア) には、特定植物群落の一部重複していたため、方法書段階では、自然環境のまともりの場への影響を回避する観点から、特定植物群落の範囲を外して対象事業実施区域 (搬出入路エリア) を設定しました。
2	(2) この地方のここ10年化における地盤の隆起・沈下についての記述がない 測量学の世界的権威である村井氏が専門外である地震予測を発信が以前に四国南部内陸部の地盤隆起・沈下の繰返を確認の情報を発信した。私も木頭北川で以前に2年間で隆起・沈下を目視確認した。最近も地盤に深さ15センチぐらいで足が入る溝になっているところを確認している。計画には、地震と地盤の関係について記載がないのはなぜか。那賀川本流 (北川) を南北の境として、北は秩父帯で地盤が強固、南は四万十帯で柔軟性がある。	地盤 (土地の安定性) については、今後、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土砂崩壊に十分留意した設計検討を行います。また、工事計画を経済産業省に届出するにあたって、地震に対する安全性も第三者専門機関で審査されるため、安全に十分留意した事業計画を検討して参ります。
3	(3) 樹木と大雨が河川に及ぼす影響 この地方は日本でも有数の降雨地域であり、樹木は針葉樹が本場で大雨により南川の本・支流に直ちに流れ込む。私は7年以上前数年間「美奈川キャンプ村」管理人業務を務めており、数時間の雨で川は真土色で水位は1m以上上がるが、数時間でも水の色は元に戻り水位も半日で戻る状況を毎年1回は見ている。浮力発電建設のため針葉樹を伐採し、広葉樹を植樹すれば保水効果により洪水は防げる利点があるが機銃がないのはなぜか?。	南川を含め、対象事業実施区域およびその周囲において水の濁りの詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、また林地開発手続きにおいて最適な植栽種を検討することによって環境への影響を低減できるよう、努めて参ります。
4	(4) 浮力発電建設に連携した、自然環境の整備 南川に沿う地域には、定住の民家は1軒とキャンプ場のみで住民に及ぼす影響、特に騒音が地域住民に及ぼす影響は少ないまた、風車の見た目が住民に嫌悪感を持つこともない。 よって風車地域を景観、四国・海部山地の展望拠点として南四国の一つの観光拠点にできる。この際、他に類例のない、または、地域の特色ある樹木等の植樹と南川に沿う道路を整備強化して観光道路に活用する。これは南川の魚類趣味の活用と大谷川等の紅葉が観光資源になる。	頂いたご意見を参考とし、風力発電施設が地域の資源となるよう、事業計画の検討を行います。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 684 (2/2)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	(5) 特異事項 この地域は米軍機の訓練飛行地域で年間50日以上、100機以上の飛来が地元住民に恐怖を与えている。風車を建設することが航空機飛来阻止に役立てる（調整する約束）ことを訴える。	ご意見は今後の事業計画を検討する上で参考とさせていただきます。
6	(6) 結論 国家繁栄に電力必要不可欠の資源ですが、近年環境を叫ぶ声が大きく。その声に押されて真の最良政策が生まれていません。原子力は安全でない、火力は地球を温暖化する。ダムは堆砂・魚類保護ができない、太陽光は農地減少等どれにも問題があり、環境問題の有識者やメディアは反対のための意見であり、最良の方策を提言したことはなく、真に将来を考えていない、そして政治家も自らの地位保全を優先し、この大きなものになびいているので反対覚悟いちど大きな声を上げてください	本事業は、徳島県の「自然エネルギー立県とくしま推進戦略～脱炭素社会の実現へ！～」(令和元年7月)や那賀町の「那賀町総合振興計画」(平成23年4月)、海陽町の「第二次海陽町総合計画」(平成30年3月)等で挙げられている再生可能エネルギーの導入促進に資するものと考えております。 ご意見は今後の事業計画を検討する上で参考とさせていただきます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

○日刊新聞紙における広告

[公告]

徳島新聞(令和2年11月5日(木))

お知らせ

環境影響評価法に基づき(仮称)那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書を縦覧します。

一、事業者の名称 那賀・海部・安芸風力発電 合同会社
代表者の氏名 代表社員

二、主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
(仮称)那賀・海部・安芸風力発電事業
発電所の原動力の種類 風力(陸上)
発電所の規模 最大発電出力9万4千4百51kW
(約3千2百kW×最大30基)

三、対象事業実施区域 徳島県那賀郡那賀町、海部郡海陽町、
高知県安芸郡馬路村、
徳島県庁環境管理課
高知県庁環境共生課

四、縦覧の場所 那賀町驚敷庁舎、那賀町木頭支所
海陽町海南庁舎
馬路村役場、馬路村魚梁瀬支所
なお、新型コロナウイルスの影響により一部の場所では縦覧を中止する可能性があります

縦覧期間 令和2年11月5日(木)から
令和2年12月4日(金)まで

縦覧時間 土日・祝日を除く開館・開庁時に
準じます(9時～17時)

電子公表 (<https://www.jagency.jp/>)

五、意見書の提出 環境保全の見地からの意見をお持ちの方は
書面に事業の名称、住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)を
ご記入のうえ、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投稿
くださるか、令和2年12月18日(金)までに七の問い合わせ先へ
ご郵送ください(当日消印有効)

六、説明会の開催場所及び日時 海陽町平井集落センター…令和2年11月17日(火)18時30分～20時
那賀町木頭文化会館…令和2年11月18日(水)18時30分～20時
馬路村魚梁瀬多目的施設…令和2年11月19日(木)18時30分～20時

七、問い合わせ先(意見書の提出先) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
JAG国際エナジー株式会社 エネルギー開発部
電話03(4476)8053(担当 中橋)
問い合わせ時間 9時～17時30分(土日・祝日を除く)

高知新聞(令和2年11月5日(木))

お知らせ

環境影響評価法に基づき(仮称)那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書を縦覧します。

一、事業者の名称 那賀・海部・安芸風力発電 合同会社
代表者の氏名 代表社員

二、主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
(仮称)那賀・海部・安芸風力発電事業
発電所の原動力の種類 風力(陸上)
発電所の規模 最大発電出力9万4千4百51kW
(約3千2百kW×最大30基)

三、対象事業実施区域 徳島県那賀郡那賀町、海部郡海陽町、
高知県安芸郡馬路村、
徳島県庁環境管理課
高知県庁環境共生課

四、縦覧の場所 那賀町驚敷庁舎、那賀町木頭支所
海陽町海南庁舎
馬路村役場、馬路村魚梁瀬支所
なお、新型コロナウイルスの影響により一部の場所では縦覧を中止する可能性があります

縦覧期間 令和2年11月5日(木)から
令和2年12月4日(金)まで

縦覧時間 土日・祝日を除く開館・開庁時に
準じます(9時～17時)

電子公表 (<https://www.jagency.jp/>)

五、意見書の提出 環境保全の見地からの意見をお持ちの方は
書面に事業の名称、住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)を
ご記入のうえ、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投稿
くださるか、令和2年12月18日(金)までに七の問い合わせ先へ
ご郵送ください(当日消印有効)

六、説明会の開催場所及び日時 海陽町平井集落センター…令和2年11月17日(火)18時30分～20時
那賀町木頭文化会館…令和2年11月18日(水)18時30分～20時
馬路村魚梁瀬多目的施設…令和2年11月19日(木)18時30分～20時

七、問い合わせ先(意見書の提出先) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
JAG国際エナジー株式会社 エネルギー開発部
電話03(4476)8053(担当 中橋)
問い合わせ時間 9時～17時30分(土日・祝日を除く)

〔追加公表のお知らせ〕

徳島新聞(令和3年4月22日(木))

お知らせ

環境影響評価法に基づき令和2年12月4日に縦覧終了した
〔仮称〕那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評
価方法書において、同事業の計画段階環境配慮書に対し頂
戴した意見書一通について、当該意見書に記載の意見ならび
に意見に対する事業者見解を追加公表します。

一、事業者の名称 那賀・海部・安芸風力発電 合同会社
代表者の氏名 代表社員
一般社団法人エナジーエクスプローラー
職務執行者 野坂 照光
主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
二、対象事業の名称 (仮称)那賀・海部・安芸風力発電事業
発電所の原動力の種類 風力(陸上)
発電所の規模 最大発電出力9万4千4百5十kW
(約3千2百kW×最大30基)
三、対象事業実施区域 徳島県那賀郡那賀町、海部郡海陽町、
高知県安芸郡馬路村、
徳島県環境管理課、高知県自然共生課、
那賀町農政庁舎、那賀町木頭支所、
海陽町海南庁舎、馬路村役場、
馬路村魚梁瀬支所

四、公表の場所

公表期間 令和3年4月22日(木)から
令和3年6月4日(金)まで
公表時間 土日・祝日を除く開館・開庁時に
準じます(9時～17時)

電子公表 (<https://www.jagency.jp/>)
五、意見書の提出 環境保全の見地からの意見をお持ちの方は
書面に事業の名称、住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)を
ご記入のうえ、公表場所に備え付けている意見書箱にご投
入ください。令和3年6月4日(金)までに六の問い合わせ先へ
ご郵送ください(当日消印有効)

六、問い合わせ先(意見書の提出先)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
JAG国際エナジー株式会社 エネルギー開発部
電話03(4476)8053(担当 中橋)
問い合わせ時間 9時～17時30分(土日・祝日を除く)

高知新聞(令和3年4月22日(木))

お知らせ

環境影響評価法に基づき令和2年12月4日に縦覧終了した
〔仮称〕那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評
価方法書において、同事業の計画段階環境配慮書に対し頂
戴した意見書一通について、当該意見書に記載の意見ならび
に意見に対する事業者見解を追加公表します。

一、事業者の名称 那賀・海部・安芸風力発電 合同会社
代表者の氏名 代表社員
一般社団法人エナジーエクスプローラー
職務執行者 野坂 照光
主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
二、対象事業の名称 (仮称)那賀・海部・安芸風力発電事業
発電所の原動力の種類 風力(陸上)
発電所の規模 最大発電出力9万4千4百5十kW
(約3千2百kW×最大30基)
三、対象事業実施区域 徳島県那賀郡那賀町、海部郡海陽町、
高知県安芸郡馬路村、
徳島県環境管理課、高知県自然共生課、
那賀町農政庁舎、那賀町木頭支所、
海陽町海南庁舎、馬路村役場、
馬路村魚梁瀬支所

四、公表の場所

公表期間 令和3年4月22日(木)から
令和3年6月4日(金)まで
公表時間 土日・祝日を除く開館・開庁時に
準じます(9時～17時)

電子公表 (<https://www.jagency.jp/>)
五、意見書の提出 環境保全の見地からの意見をお持ちの方は
書面に事業の名称、住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)を
ご記入のうえ、公表場所に備え付けている意見書箱にご投
入ください。令和3年6月4日(金)までに六の問い合わせ先へ
ご郵送ください(当日消印有効)

六、問い合わせ先(意見書の提出先)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
JAG国際エナジー株式会社 エネルギー開発部
電話03(4476)8053(担当 中橋)
問い合わせ時間 9時～17時30分(土日・祝日を除く)

○JAG 国際エナジー株式会社のホームページによるお知らせ（令和 2 年 11 月 4 日）

（仮称）那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表および縦覧、ならびに住民説明会の実施について

2020年11月4日

那賀・海部・安芸風力発電合同会社は、2020年11月4日付で、環境影響評価法に基づき「（仮称）那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下、『方法書』という。）」及びこれを要約した書類（以下、『要約書』という。）を作成しましたので、以下の通り、公表及び縦覧、ならびに住民説明会を実施いたします。

【方法書】＊方法書の縦覧および意見書の受付は締め切らせて頂きました。

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

方法書及び要約書は、2020年11月5日（木）～12月4日（金）の間中は閲覧が可能です。

方法書及び要約書の著作権は、那賀・海部・安芸風力発電合同会社に帰属しており、法律で保護されています。

方法書に対する環境の保全の見地からのご意見の作成、個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者の許諾を得ることなく、複製、改変、転用、配布、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行う事は、著作権法により禁止されておりますので、事前に那賀・海部・安芸風力発電合同会社にご連絡の上、許諾を得て頂くようお願いいたします。

方法書及び要約書に掲載した地図の作成にあたっては、「基盤地図情報」（国土地理院）及び「電子地形図25000」（国土地理院）を使用しました。

【方法書の縦覧について】

【事業者の名称】 那賀・海部・安芸風力発電合同会社

【代表者の氏名】 代表社員 一般社団法人エナジーエクスプローラー

職務執行者 野坂 照光

【主たる事務所の所在地】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

【対象事業実施区域】 徳島県那賀郡那賀町、海部郡海陽町、高知県安芸郡馬路村

【縦覧の場所】 徳島県庁環境管理課、高知県庁環境共生課、那賀町営数庁舎、那賀町木頭支所、海陽町海南庁舎、馬路村役場、馬路村魚梁瀬支所

なお、新型コロナウイルスの影響により一部の場所で縦覧を中止せざるを得なくなる可能性があります

【縦覧期間】 2020年11月5日（木）から2020年12月4日（金）まで

【縦覧時間】 土日・祝日を除く開館・開庁時に準じます（午前9時から午後5時）

【注意事項】 新型コロナウイルス感染対策のため、縦覧場所へのご訪問の際は手指消毒を実施し、必ずマスクを着用頂くようお願い致します。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【意見書の提出について】

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に事業の名称、住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投稿くださるか、2020年12月18日（金）までに下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

意見書は、こちらよりダウンロードください。

【住民説明会の実施（開催）について】

以下の日程、場所にて住民説明会を実施いたしますので、ぜひ、お集まり頂きますようお願いいたします。

・海陽町平井地区：2020年11月17日（火）午後6時30分から午後8時 海陽町平井集落センター

・那賀町木頭地区：2020年11月18日（水）午後6時30分から午後8時 那賀町木頭文化会館

・馬路村魚梁瀬地区：2020年11月19日（木）午後6時30分から午後8時 馬路村魚梁瀬多目的施設

※ 新型コロナウイルス感染対策のため、住民説明会にご参加の際は手指消毒を実施し、必ずマスクを着用頂くようお願い致します。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

各書類をご確認頂く際は、下記のOS、ブラウザでの閲覧を推奨致します。

その他のOS、ブラウザでは閲覧が出来ない場合がございますので、予めご了承ください。

【OS】

Windows 8以降

【ブラウザ】

Internet Explorer 11

Microsoft Edge（最新版）

Google Chrome（最新版）

また、各書類をご確認頂くにはAdobe Acrobat Readerが必要となります。

お手持ちのパソコンなどにAdobe Acrobat Reader（無料）ソフトをダウンロードしてインストールをお願い致します。

< 本件に関するお問い合わせ先 >

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

JAG国際エナジー株式会社 エネルギー開発部（担当：中橋）

TEL.03-4476-8053

お問い合わせ時間：午前9時から午後5時30分（土日・祝日を除く）

○JAG 国際エナジー株式会社のホームページによるお知らせ（令和 3 年 4 月 22 日）

〔仮称〕那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表および縦覧、ならびに住民説明会の実施について

2021年4月22日

2020年12月4日（金）に公表及び縦覧を終了した方法書の「第7章 その他環境省令で定める事項／表7.1.2-1」における、同事業の計画段階環境配慮書に対し頂戴した意見書1通について、関係省庁及び自治体と協議し、当該意見書に記載の意見ならびに意見に対する事業者見解を作成致しました。

また、併せて方法書ならびに要約書も追加公表致します。

配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解（追加分：意見書1通）

2020年11月4日

那賀・海部・安芸風力発電合同会社は、2020年11月4日付で、環境影響評価法に基づき「〔仮称〕那賀・海部・安芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下、『方法書』という。）」及びこれを要約した書類（以下、『要約書』という。）を作成しましたので、以下の通り、公表及び縦覧、ならびに住民説明会を実施いたします。

【方法書】※方法書の縦覧および意見書の受付は 6月4日（金）をもって締め切らせて頂きました。

表紙・目次（表紙・目次PDFデータ）

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（第1章PDFデータ）

第2章 対象事業の目的及び内容（第2章PDFデータ）

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況（第3章3.1前半PDFデータ/中間PDFデータ/後半PDFデータ）

3.2 社会的状況（第3章3.2PDFデータ）

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果（第4章PDFデータ）

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解（第5章PDFデータ）

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（第6章前半PDFデータ/後半PDFデータ）

第7章 その他環境省令で定める事項（第7章前半PDFデータ/後半PDFデータ）

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（第8章PDFデータ）

資料編（資料編PDFデータ）

要約書（要約書前半PDFデータ/中間PDFデータ/後半PDFデータ）

方法書及び要約書は、2020年11月5日（木）～12月4日（金）の期間中は閲覧が可能です。

方法書及び要約書の著作権は、那賀・海部・安芸風力発電合同会社へ帰属しており、法律で保護されています。

方法書に対する環境の保全の見地からのご意見の作成、個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者の許諾を得ることなく、複製、改変、転用、配布、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行う事は、著作権法により禁止されておりますので、事前に那賀・海部・安芸風力発電合同会社にご連絡の上、許諾を得て頂くようお願いいたします。

方法書及び要約書に掲載した地図の作成にあたっては、「基盤地図情報」（国土地理院）及び「電子地形図25000」（国土地理院）を使用しました。

【方法書の縦覧・追加公表について】

【事業者の名称】 那賀・海部・安芸風力発電合同会社

【代表者の氏名】 代表社員 一般社団法人エナジーエクスプローラー

職務執行者 野坂 照光

【主たる事務所の所在地】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

【対象事業実施区域】 徳島県那賀郡那賀町、海部郡海陽町、高知県安芸郡馬路村

【縦覧の場所】 徳島県庁環境管理課、高知県庁自然共生課、那賀町警察庁舎、那賀町木頭支所、海陽町海南庁舎、馬路村役場、馬路村魚梁瀬支所

なお、新型コロナウイルスの影響により一部の場所で縦覧を中止せざるを得なくなる可能性があります

【縦覧期間】 2020年11月5日（木）から2020年12月4日（金）まで

【追加公表期間】 2021年4月22日（木）から2021年6月4日（金）まで

【縦覧・追加公表時間】 土日・祝日を除く開館・開庁時に準じます（午前9時から午後5時）

【注意事項】 新型コロナウイルス感染対策のため、縦覧場所へのご訪問の際は手指消毒を実施し、必ずマスクを着用頂くようお願い致します。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【意見書の提出について】

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に事業の名称、住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投函くださるか、2020年12月18日（金）まで下記のお問い合わせ先へご郵送ください。（当日消印有効）。

※追加公表に伴う意見書の提出を2021年6月4日（金）まで追加受付させていただきます。（ご郵送は当日消印有効）

2020年12月18日までに意見書箱にご投函及び下記のお問い合わせ先へご郵送くださいましたご意見は既に承っておりますので、重複してご提出頂く必要はありません。

意見書は、[こちら](#)よりダウンロードください。

【住民説明会の実施(開催)について】※住民説明会は予定通り実施致しました。

以下の日程、場所にて住民説明会を実施いたしますので、ぜひ、お集まり頂きますようお願いいたします。

・海陽町平井地区：2020年11月17日(火) 午後6時30分から午後8時 海陽町平井集落センター

・那賀町木頭地区：2020年11月18日(水) 午後6時30分から午後8時 那賀町木頭文化会館

・馬路村魚梁瀬地区：2020年11月19日(木) 午後6時30分から午後8時 馬路村魚梁瀬多目的施設

※新型コロナウイルス感染対策のため、住民説明会にご参加の際は手指消毒を実施し、必ずマスクを着用頂ようお願い致します。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

各書類をご確認頂く際は、下記のOS、ブラウザでの閲覧を推奨致します。

その他のOS、ブラウザでは閲覧が出来ない場合がございますので、予めご了承ください。

[OS]

Windows 8以降

[ブラウザ]

Internet Explorer 11

Microsoft Edge(最新版)

Google Chrome(最新版)

また、各書類をご確認頂くにはAdobe Acrobat Readerが必要となります。

お手持ちのパソコンなどにAdobe Acrobat Reader(無料)ソフトをダウンロードしてインストールをお願い致します。

<本件に関するお問い合わせ先>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

JAG国際エナジー株式会社 エネルギー開発部(担当中橋)

TEL:03-4476-8053

お問い合わせ時間午前9時から午後5時30分(土日・祝日を除く)